

第3章 人権課題の解決に向けて

1 ジェンダー平等社会を実現するために

現状

SDGsの目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、女性のエンパワーメント^{※1}とジェンダー平等は誰一人取り残さない社会の実現に欠かせない重要なテーマとなっています。

国ではさまざまな法整備や女性活躍に関する取組が進められており、2018年（平成30年）には衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることをめざすことなどが掲げられた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」が施行されました。また、2020年（令和2年）「改正労働施策総合推進法」が施行となり、性的指向・性自認に関するハラスメントや性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆる「アウトティング」も含めた、パワーハラスメント防止措置が示されました。しかしながら、依然としてセクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する無理解や偏見が根強くあることから、継続的な啓発を進めることが重要になっています。

本市では、2021年（令和3年）に策定した「ふじさわジェンダー平等プラン2030」に基づき、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め合う社会の実現に向け、普及啓発や困難な状況にある人々への支援、政策・方針決定過程への女性の参画促進などの諸施策を年度ごとのPDCAサイクルに基づき事業の進捗管理を行っています。

また、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる「多様性と包摂性のある社会」を実現するため、プランの重点目標の1つに、多様な性を尊重する社会づくりを掲げ「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」をはじめとする施策を推進しています。なお、「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」は、2021年（令和3年）4月1日の開始から2023年（令和5年）1月1日までの間に33組が宣誓をしています。

※1 エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

本市での主な取組

取組		
1	人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等社会の形成に向けた啓発事業の実施 ・ジェンダー平等の考え方に基づく施策のための職員研修の充実
2	あらゆる分野でのジェンダー平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市長をトップとした庁内におけるジェンダー平等推進体制の整備 ・本市の審議会等における女性登用比率アップに向け、年度ごとの対応方針の策定と進捗管理 ・女性のキャリア形成支援、女性の雇用・就労機会の促進に向けた市内事業者・市民への相談・支援事業の実施
3	ワーク・ライフ・バランス※1の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・労働問題懇話会の開催（労働者側・使用者側・労働関係機関等が連携し、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、労働環境に関する議論の実施）
4	あらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援護課に女性相談員を配置し、関係各課や民間団体との連携による支援 ・庁内DV対応ネットワーク会議を通じた情報共有や組織横断的対応の強化 ・中学1年生を対象としたデートDV防止啓発パンフレットの作成 ・内閣府の女性に対する暴力をなくす運動に連動した啓発の実施
5	多様な性を尊重する社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市パートナーシップ宣誓制度の導入と広域連携多様な性の理解を目的とした啓発事業の実施
6	誰もが安心して暮らせる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※2の視点に基づく身体的性差の尊重と理解を図るための啓発事業の実施 ・民間事業者と連携した実証（市庁舎内への無料生理用ナプキンディスプレイの設置）の実施

※1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。国が策定した『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとされている。

※2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：生殖年齢にある女性のみならず、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、すべての個人に保障されるべき健康の概念。

課題

社会進出における男女格差を示す指標である「ジェンダー・ギャップ指数 2022」（世界経済フォーラム発表）において、日本の順位は 146 か国中 116 位と先進国の中では最低レベルであり、前年と比べてもスコア・順位ともに横ばいの状態です。教育の分野では 1 位（21 か国が同率 1 位）、健康の分野では 63 位ですが、政治（139 位）と経済（121 位）の分野で大きな男女格差があります。依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習・制度が根強く残っており、男性にとっても「生きづらさ」の原因になっています。令和の時代に即した制度・慣行・意識への転換が必要です。

とくに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性への影響が深刻であることが明らかになりました。国では、2020 年（令和 2 年）11 月に内閣府に設置された有識者会議（コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会）が緊急提言を行い、増加・深刻化する DV^{※1} や性暴力、非正規雇用女性労働者の置かれる厳しい状況等に対して取組を進めることが求められました。そうした状況の中、2022 年（令和 4 年）5 月 19 日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（施行は、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日）が成立しました。

未だセクシュアルマイノリティに対し、SNS やインターネット上での差別的な表現がみられるなど、理解が十分に進んでいない現状があります。また、申請書等における不必要な性別欄の廃止など多様な性への配慮が進められていますが、その背景を理解していくことが重要です。

～ 災害避難所におけるジェンダー視点の課題 ～

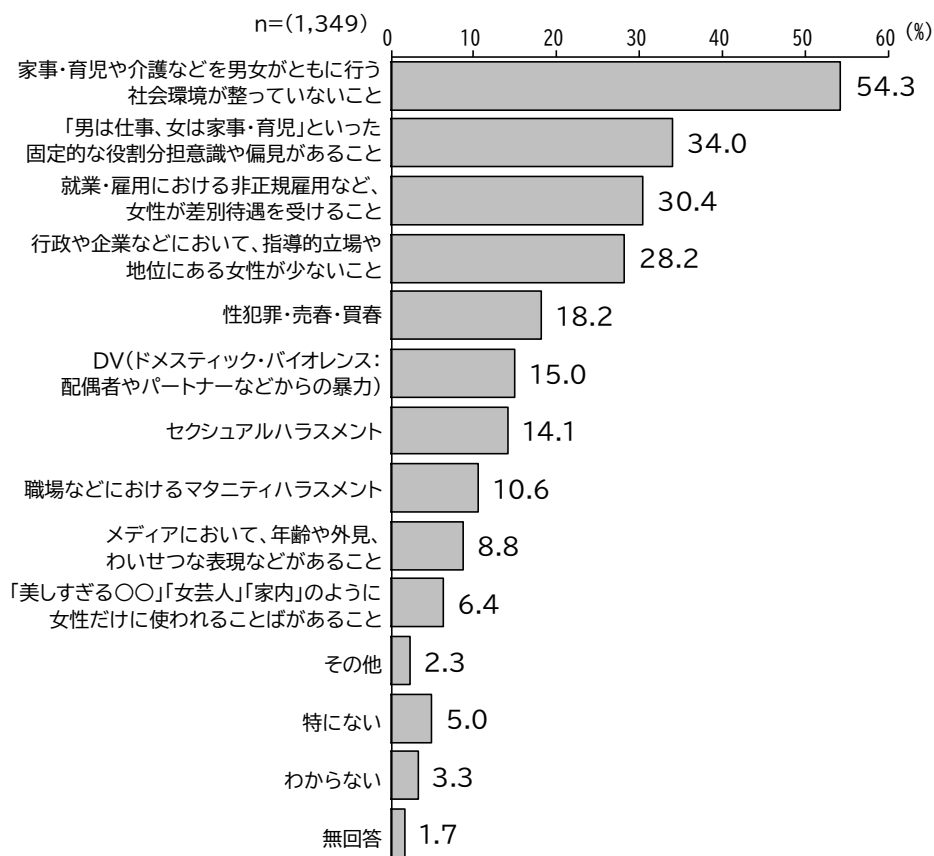
東日本大震災をはじめとした大規模災害時に、女性やセクシュアルマイノリティが避難生活を送る上でのさまざまな課題が浮き彫りになりました。自然災害が頻発する中で、災害避難所の設置や運営にあたっては、ジェンダーの視点をもつことが求められています。

【主な課題例】

- ・ 女性用トイレや更衣室、授乳室などプライバシーに配慮した生活環境の確保
- ・ 避難所内での防犯・安全対策
- ・ 食事作りや清掃等、特定の役割の性別による固定化
- ・ 性の多様性への理解不足

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナーなどからの暴力。

女性の人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・ 固定的な性別役割分担によるさまざまな弊害や「男性らしさ」「女性らしさ」に基づく生きづらさを解消するため啓発や学習機会の創出などの取組を強化し、効果的な周知に努めます。
- ・ 身体的性差に対する尊重と理解の浸透を図るための取組を推進するとともに、生理の貧困をはじめ、性に関わるさまざまな課題に対し組織横断的に政策立案ができるよう、その仕組みを構築します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・ 「ふじさわジェンダー平等プラン 2030」の重点目標である人権を尊重したジェンダー平等の社会づくりに向け、ジェンダー平等の視点に立った学習機会の充実、家庭、地域社会、職場等における固定的性別役割分担意識の解消をめざします。
- ・ 多様な性について、性のあり方を示すSOGI^{※1}の概念に沿って理解促進を図ります。

※1 SOGI：恋愛感情などが、どの性別に向いているかを示す性的指向(Sexual Orientation)と自分の性別をどのように認識しているかを示す性自認(Gender Identity)の頭文字をとったことば。LGBTが“人”を示すことばであるのに対し、SOGIはすべての人に関係するものであることから“SOGIの当事者”という表現はなく、誰もが当事者としてその生き方やあり方を示す概念とされている。

□相談支援の充実

- ・茅ヶ崎市・寒川町とともに、2市1町人権・男女共同参画連携推進会議を開催し、引き続き県や児童相談所、警察をはじめとする関係機関との連携を図ります。
- ・県や民間団体と連携し、性的指向や性自認に関する相談支援の充実を図ります。

□パートナーシップによる取組

- ・労働問題懇話会などを通じて、引き続き関係課、民間事業者、労働関係者等と広く意見交換を図り女性活躍の推進を図ります。
- ・「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」について、制度利用者へのアンケートを実施し、課題の把握を行うとともに、市民や事業者等への制度周知を図り、認知度の向上と利用制度の拡充に努めます。

～ 藤沢市パートナーシップ宣誓制度 ～

同性・異性を問わず、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓に対し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、この制度の導入により、周囲の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざしています。

また、2022年（令和4年）2月1日には、茅ヶ崎市・寒川町とともに自治体間連携の協定を締結し、2市1町間の異動の際の受付の負担軽減を図っています。

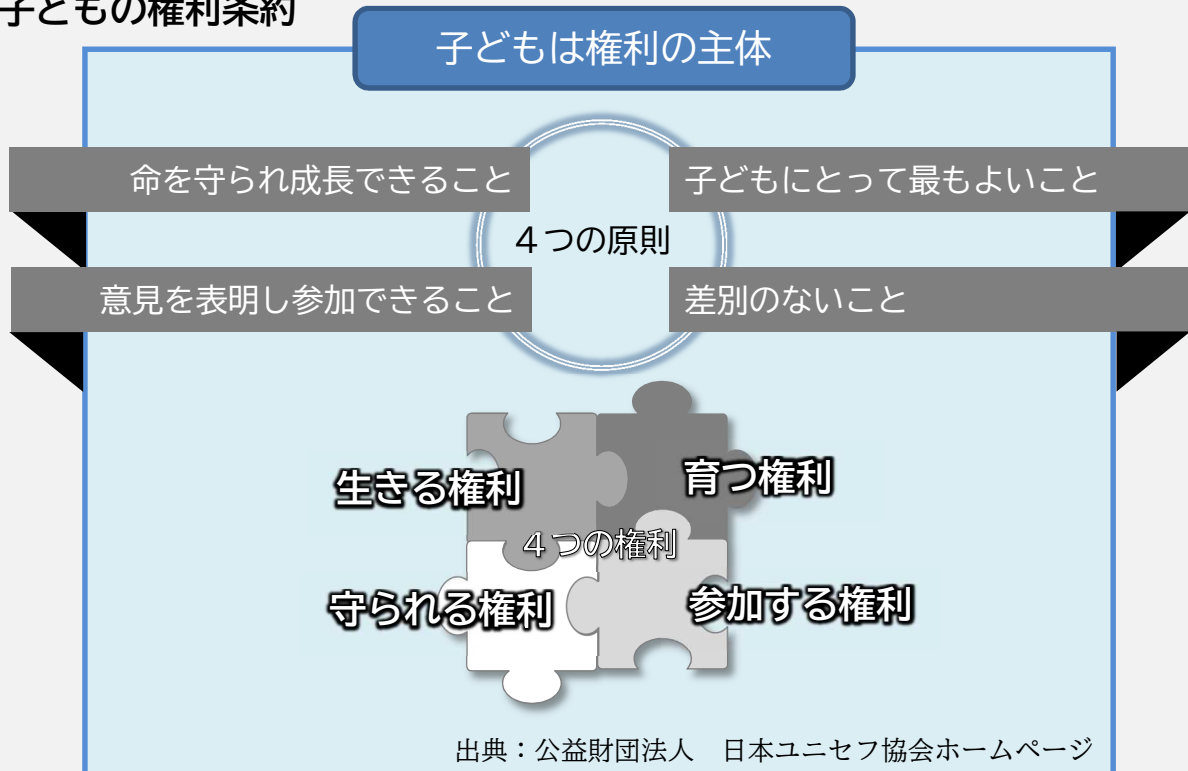


2 子どもの人権を尊重するために

現状

国連では、1989年（平成元年）に、第44回国連総会において、子どもの基本的人権を国際的に保障し、保護と援助を推進することを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年（平成2年）に発効しました。2021年（令和3年）11月時点では、196の国と地域が同条約を批准しています。日本は1994年（平成6年）に批准しました。

◇子どもの権利条約



国では、「子どもの権利条約」に基づき、2016年（平成28年）に成立した「改正児童福祉法」により、子どもが権利の主体であることが明記されました。以降も子どもの権利を守るためにさまざまな法律を整備しており、2022年（令和4年）6月15日には「こども基本法」が成立しました。この法律は、日本国憲法及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会をめざすもので、2023年（令和5年）4月1日に施行されます。

本市では、2015年（平成27年）4月に「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を施行し、いじめのない社会の実現をめざして、いじめ防止策を推進しています。さらに2020年（令和2年）11月からは、教育委員会にスクールロイヤー^{※1}を配置し、いじめ問題をはじめとした教職員だけでは対応が困難なさまざまなケースに対して、未然防止や早期対応・早期解決に努めています。また、子どもの貧困の視点から「藤沢市子ども共育計画」を策定し、だれひとり取り残さないあたたかい地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

※1 スクールロイヤー：学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士のこと。

本市での主な取組

取 組		
1	教職員への人権意識啓発	・人権・環境・平和教育担当者会の開催 ・人権啓発事業等への派遣
2	子どもが健やかに育つ地域づくり	・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） ^{※1} の推進
3	藤沢の支援教育の推進	・特別支援学級の設置、不登校児童生徒への対応 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
4	いじめ防止の取組	・「藤沢市子どもをいじめから守る条例」の施行 ・「子どもをいじめから守る啓発講演会」の開催 ・スクールロイヤーの配置 ・「いじめ防止対策基本方針」の策定
5	子どもの貧困対策	・子どもの貧困対策の計画「藤沢市子ども共育計画」に基づく施策・事業の展開（医療支援・障がいへの配慮、暮らし・子育ての支援、学びの支援、自立支援など）
6	相談支援の充実	・学校を拠点とした支援の連携 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣
7	子育て支援の充実	・子育て支援センターなど公の居場所のほか、地域活動における居場所の充実
8	児童虐待防止	・子ども家庭総合支援拠点機能（子ども家庭課）、要保護児童対策地域協議会の連携による児童虐待の早期発見 ・ゲートキーパー ^{※2} 人材の確保

課題

これまで子どもの人権について、さまざまな施策が進められてきましたが、依然として子どもを取り巻く環境は厳しく、虐待など子どもが被害者となる事件は後を絶たず、いじめ問題はSNS^{※3}等の発展により多様化し、深刻な状況が続いています。また、さまざまな事情から、本来大人が担うような家事や介護などを日常的に行う「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもについては、自分の時間を持つことができず、友人との関係や学校生活のほか、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。2020年（令和2年）に厚生労働省が実施した「中高生の生活実態に関するアンケート調査」では、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%が世話をしている家族がいると回答しています。

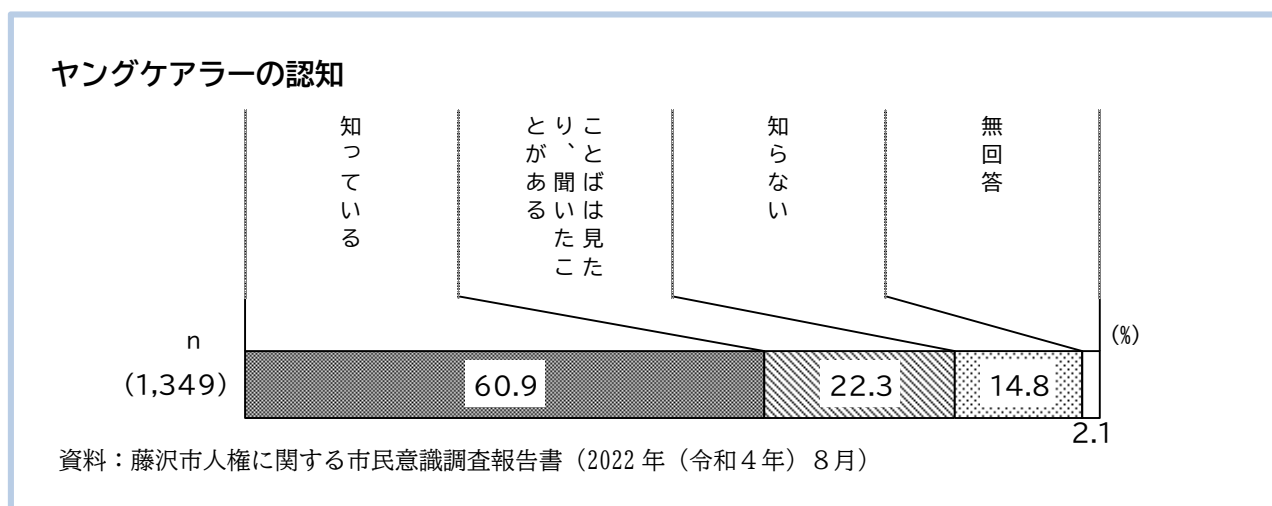
※1 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度で、保護者や地域住民等が公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。

※2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※3 SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネット上の社会的ネットワークのこと。

ヤングケアラーは本人や保護者が「当然」と認識していることや、家庭内の問題であるため周囲に相談しにくいことが多く、問題が表面化されないことが課題です。学校や地域の見守りによる早期発見・把握や、子どもへの周知促進、庁内の横断的かつ包括的な支援と子どもに寄り添った相談体制が必要です。

国では、こども基本法の制定や、こども家庭庁の設置など、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けて取組を進めています。子どもや若者が意見を発信し、社会参加できる仕組みづくりを進める必要があります。



施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・子ども子育て支援に関わるニーズ調査や市民意識調査によって実態を把握します。
- ・児童相談所や子ども家庭総合支援拠点において、困難を抱えた子どもの実情を把握します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる人権教育・人権啓発を推進します。
- ・指導者となる教職員等の研修の充実を図ります。

□相談支援の充実

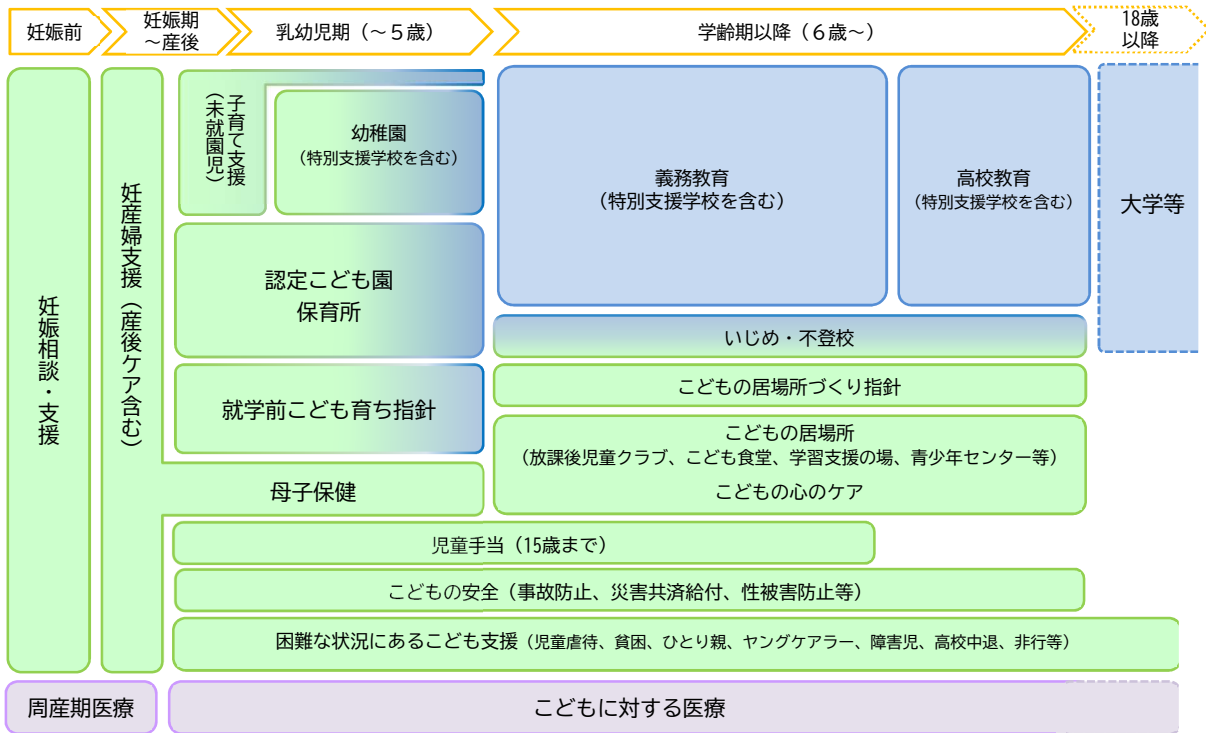
- ・学校教育相談へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
- ・「こどもまんなか社会」の視点に立った、子どもの意見を尊重した施策を推進します。

□パートナーシップによる取組

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進により、学校・家庭・地域の連携・協働の推進を図ります。
- ・市民・企業・教育機関等・市民活動団体など、さまざまな主体との共生と協働の推進を図ります。

～ こども家庭庁の設置 ～

- こども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
 - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
 - 就学前の育ちの格差是正
 - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



<内閣府資料抜粋>

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの視点でこどもの健やかな成長を後押しするための司令塔として、2023年（令和5年）4月1日に「こども家庭庁」が設置されます。2021年（令和3年）12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」では、こども家庭庁の創設により、こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化することや、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現することなどが示されています。

本市では、子ども家庭総合支援拠点機能（子ども家庭課）と子育て世代包括支援センター（南北保健センター・子育て給付課（母子健康手帳交付等））の有機的連携により、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」機能を充実強化し、すべての子どもの人権を「公正と平等」の視点で守ります。

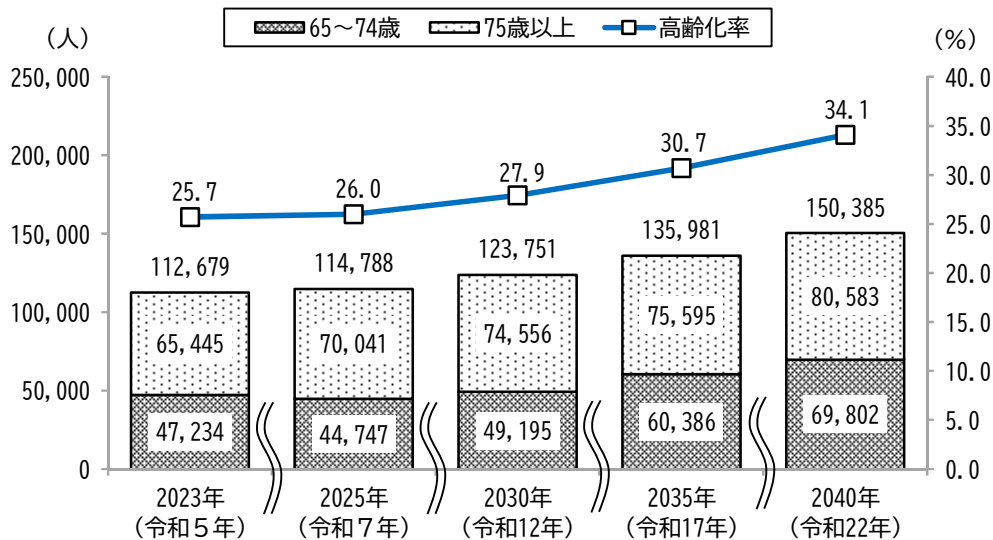
3 高齢者の人権を尊重するために

現状

わが国では、平均寿命の伸びや少子化などを背景に高齢化が進んでおり「令和4年版高齢社会白書」によると2021年（令和3年）10月1日現在、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は28.9%となっています。また、2017年（平成29年）4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果によれば、高齢化率は今後も上昇を続け、2025年（令和7年）には30.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には35.3%となると推計されています。

本市でも、高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2022年（令和4年）10月1日現在、高齢化率は24.4%となっています。国勢調査に基づく推計によれば、2025年（令和7年）の高齢化率は26.0%、4人に1人が高齢者となります。高齢化率はその後も上昇を続け、2040年（令和22年）には34.1%となる見込みです。

藤沢市の高齢者人口の将来の見通し



資料：平成29年度藤沢市将来人口推計から作成（平成27年国勢調査に基づく推計値）。各年10月1日現在

少子高齢化が進む中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、単身高齢者の貧困率が高くなっています。とりわけ、長年にわたりさまざまな分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響により、高齢単身女性の貧困率が高い水準となっています。

国では、国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざし、1995年（平成7年）12月に「高齢社会対策基本法」が施行され、1996年（平成8年）7月には、同法に基づき政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として「高齢社会対策大綱」が策定されました。また、2006年（平成18年）4月には、高齢者の尊厳を守るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。さらに、2018年（平成30年）12月には、障がい者、高齢者等の自立した日常

生活及び社会生活の確保に向けて「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。2019年（令和元年）6月には「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症^{※1}になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策が進められています。

本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づく3ヵ年計画として「いきいき長寿プランふじさわ2023（藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画）」を2021年（令和3年）3月に策定しました。理想とする高齢社会像を「一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ」として掲げ、フレイル^{※2}予防の推進や、福祉・介護・医療の連携による生活の支援、人生の最終段階まで自分らしく生きるためにアドバンス・ケア・プランニング（ACP）^{※3}の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めるなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、さまざまな施策を推進しています。また、2019年（平成31年）4月に作成した「藤沢おれんじプラン」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、多様な主体と連携し、啓発事業や認知症本人及びその家族への支援を実施しています。

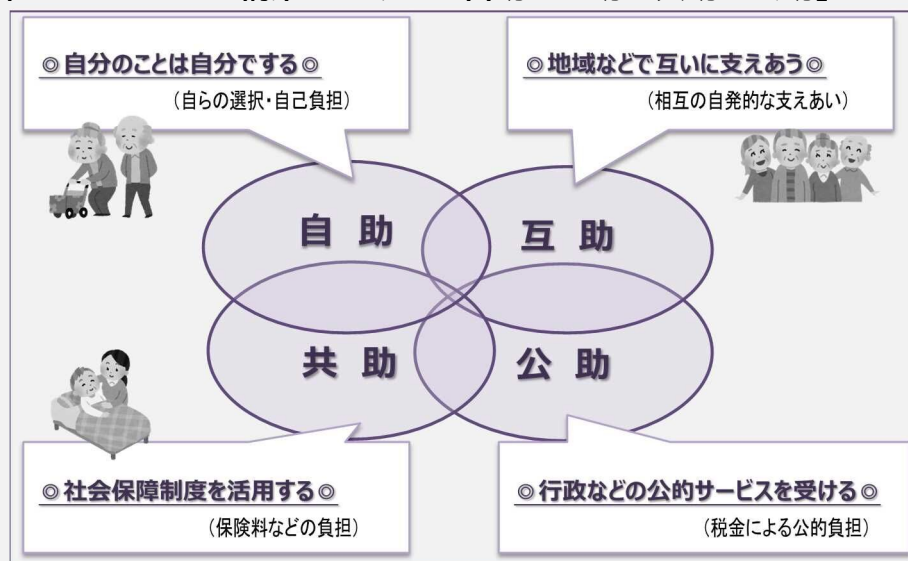
本市での主な取組

取組	
1	介護施設サービス利用者への支援 ・介護サービス利用者やその家族からの相談等に対する支援
2	権利擁護体制の充実 ・成年後見制度の申立支援や日常生活自立支援事業の情報提供等の充実
3	情報提供の充実 ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめ、関係機関を通じた情報提供
4	福祉事業者・従事者への人権啓発 ・人権擁護委員等と連携し、高齢者に関わる福祉事業者・従事者に対する人権啓発研修等の支援
5	認知症の視点や行動の理解 ・認知症サポーター養成講座や認知症VR（バーチャルリアリティ）等による普及啓発
6	相談支援体制の充実 ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする身近な相談機関の設置
7	高齢者虐待防止 ・高齢者虐待の未然防止、虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援、高齢者虐待専門相談窓口の開設、研修会や講演会の開催等

※1 認知症：脳の病気や障がいなどさまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出る状態。
 ※2 フレイル：年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいう。多くの方が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられている。フレイルには、栄養（食と口腔機能）・運動・社会参加という3つの要素がある。
 ※3 アドバンス・ケア・プランニング（ACP：Advance Care Planning）：患者本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話しあうことや、意思決定ができなくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。

取組		
8	就労支援	・高齢者が就労・就業を通じて地域社会と関わりながら、豊かな高齢期を過ごすための支援
9	バリアフリー社会の推進	・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進
10	認知症高齢者及び家族への支援	・認知症の人やその家族を地域で見守り、支える地域づくり、介護者への支援
11	地域共生社会の推進	・「支えあいの地域づくり」に向けた、地域課題に対する公助で担うべきサービスの提供 ・「自助」「互助」「共助」の活動支援による、重層的なネットワークの構築をめざした地域福祉の総合的な推進
12	災害時の避難支援	・市民センター・公民館と地域の自主防災組織や高齢者施設等とが連携した、ひとり暮らしやねたきりの高齢者避難支援体制づくりの推進 ・地域の防災意識の向上と、避難後の介護や医療等のニーズに対して支援を行うための体制整備の推進
13	住宅入居等への支援	・不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援

◇地域包括ケアシステムの構築における「自助・互助・共助・公助」



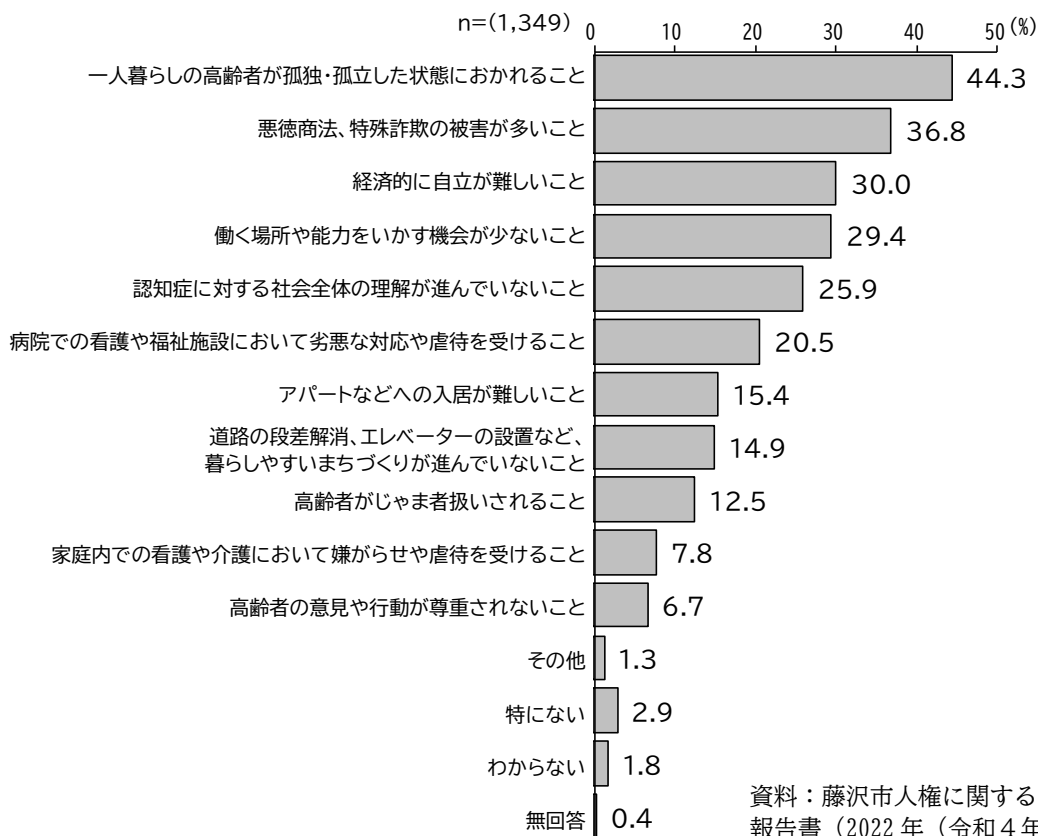
資料：いきいき長寿プランふじさわ 2023

課題

今後も高齢化は進展していくものと見込まれており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が増加し、高齢者が社会的孤立に陥ることが懸念されています。また、振り込め詐欺や悪質商法等の被害の増加、介護者による身体的・心理的・経済的虐待等の問題への対応が必要とされています。

今後、人口構造の変動が見込まれる中で、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野ごとの枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進める必要があります。

高齢者の人権に関する問題（複数回答可）



施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・高齢者が安心して生活できるよう、日常生活やさまざまな活動を通じた関係をつくるため、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー※¹と連携し、市域全体でつながり、見守るネットワークづくりを推進していくことで課題やニーズの把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・認知症についての正しい理解、声掛けや見守りなど、対応方法も含めた普及啓発を進めます。
- ・ふじさわ権利擁護相談センターと連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の作成した成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図りながら取組を進めます。

□相談支援の充実

- ・身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実させるとともに、地域のつながりの中で、互いに支えあう見守り体制づくりを促進します。

□パートナーシップによる取組

- ・これまで構築してきた、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など関係機関とのネットワークを活かし、高齢者の実態把握やさまざまなサービスの情報提供、継続的な相談・支援につなげていきます。

※1 コミュニティソーシャルワーカー：生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や、地域に対しての援助（地域支援）を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整したりするための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職のこと。

4 障がいのある人の人権を尊重するために

現状

国連は、2006年（平成18年）12月に、障がいのある人に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」を採択し、わが国は2014年（平成26年）1月に批准しました。条約には、障がいは社会がつくり出しているという「社会モデル」という考え方が反映されています。

国では、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正したほか、2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行し、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を行政機関等に義務付け、民間事業者に対しては努力義務としました。その後、2021年（令和3年）「改正障害者差別解消法」によって、民間事業者にも義務付けられました。

しかしながら、2016年（平成28年）7月には、神奈川県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、障がいのある人に対する偏見や差別的思考を背景とした殺傷事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。以降も、障がい者施設における不適切支援の案件が散見されています。

本市では、2016年（平成28年）に障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とした差別の解消に向けた取組を進めるとともに、日常生活を送る上で判断能力が十分でない人が、地域等で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発や、藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会等を通じた障がいのある人の権利擁護のための地域連携ネットワークづくりを進めています。

本市での主な取組

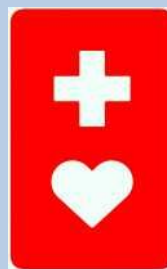
取組	
1	障がい者差別解消 ・障がい者差別解消支援地域協議会の開催、障害者差別解消法改正に関する周知・啓発の実施
2	障がい者虐待防止の取組 ・障がい者虐待防止センターの運営及び啓発の実施
3	権利擁護体制の充実 ・虐待防止研修の実施、権利擁護・虐待防止センターの周知・啓発、施設職員に向けた権利擁護チラシの作成・配布 ・成年後見人制度の利用促進に向けた周知・啓発 ・藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会を通じた地域連携ネットワークの構築
4	相談支援体制の充実 ・総合相談窓口としての「障がい者地域相談支援センター」の運営
5	福祉サービスの充実 ・日中一時支援事業の推進等による家族等の介護負担の軽減
6	就労支援体制の充実 ・湘南地域就労支援センターの運営支援による障がい者就労支援や企業内での障がい者理解の促進
7	社会活動への支援 ・手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣、福祉タクシー利用券の助成等の実施

取組		
8	災害時の避難支援体制の推進	・要支援者への対応
9	パラスポーツの推進	・障がい者スポーツ大会の支援、太陽の家体育館の運営
10	バリアフリー社会の推進	・藤沢市心のバリアフリーハンドブックによる啓発、バリアフリーマップの運営、バリアフリーガイドラインの制定 ・バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進
11	障がい者理解の教育・啓発	・当事者・支援者が参画し、理解啓発を行うふれあいフェスタの開催、ヘルプマークの普及啓発
12	住宅入居等への支援	・不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援

～ ヘルプマークとは ～

「ヘルプマーク」は、内部障がいや発達障がい、聴覚障がい、義足など、外見から分かりにくい障がいや難病の人などが必要としている支援や配慮を受けやすくするため、2012年に東京都が作成しました。その後、全国に普及し、藤沢市でも、ヘルプマークの普及・啓発や、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるための「ヘルプカード」を発行するなど取組を進めています。

「ヘルプマーク」



「ヘルプカード」



課題

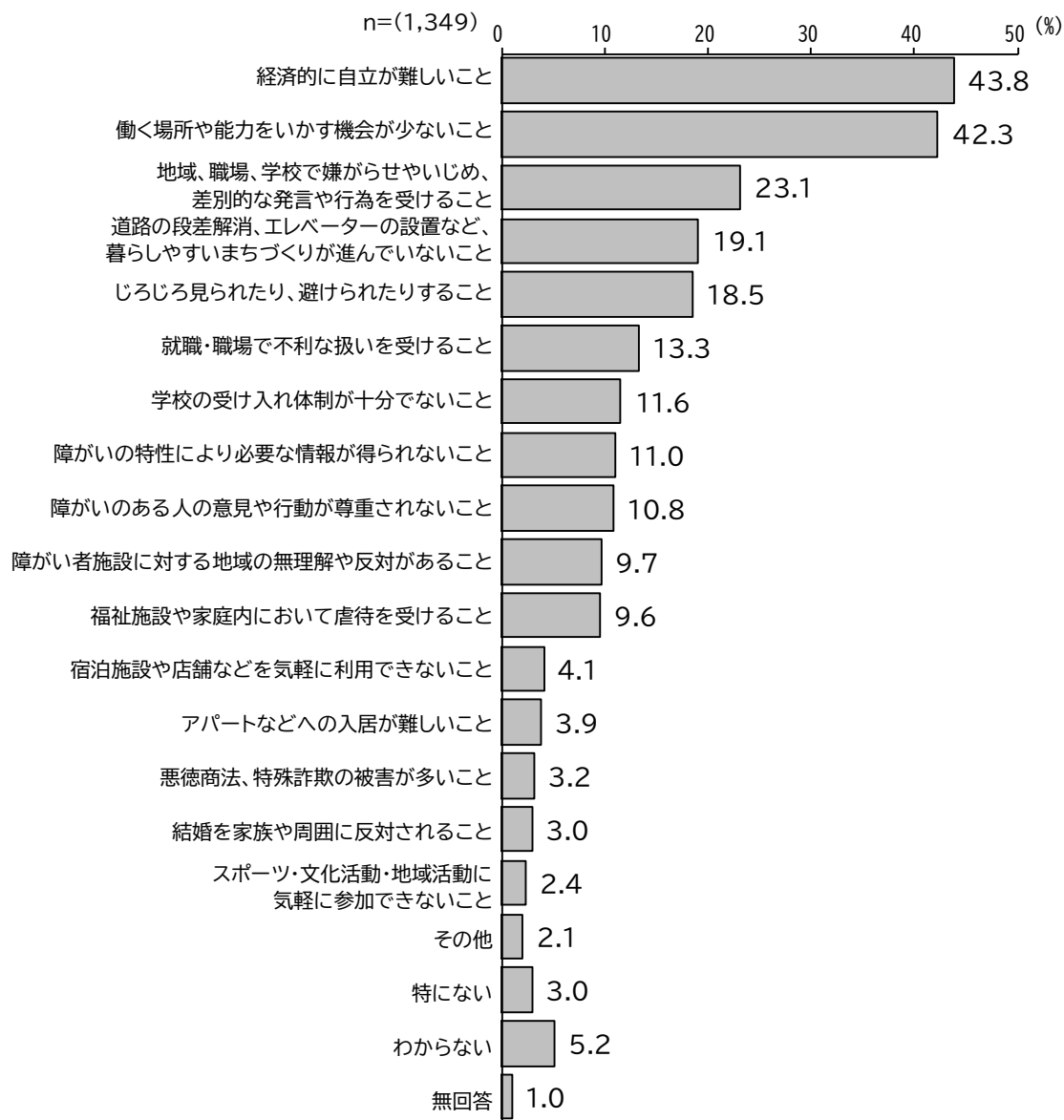
2022年（令和4年）5月25日に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。「障害者差別解消法」の施行に合わせて、市事業における手話通訳や要約筆記の配置基準の設定や文字・音声情報の多重化などに取り組んできましたが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、デジタル技術の活用をはじめとした施策が必要になります。

また、児・者転換^{※1}、高齢介護・高齢者福祉への移管など、年齢に応じて変化する福祉サービスに適切につなぐため、教育や高齢者支援、介護保険などの分野との連携強化が不可欠です。

相談支援の面では、障がいのある人が地域生活を送る上で「どこに相談すればよいのかわからない」、「障がい特性に応じた支援につなげるにはどうしたらよいか」などの声があります。「ワンストップの相談窓口」や「ライフステージにおける切れ目のない相談支援体制」の構築を図っていく必要があります。

※1 児・者転換：障がい児入所施設から障がい者支援施設への転換のこと。「それぞれに相応しい環境（子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等）」が確保されない状況を解決するための対応策の1つ。

障がいのある人の人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

～ 藤沢市役所分庁舎にある福祉喫茶スペースをご存じですか ～

本市では、障がいのある人の就労の場の確保と障がい者への理解を深めることを目的として、市役所分庁舎1階に福祉喫茶スペースを設置しています。

福祉喫茶室「らいく・みーこむ」は、社会福祉法人ひばりが運営する「就労継続支援B型」の施設で、定食、軽食、デザート、ドリンク等を提供しています。

「就労継続支援B型」は、障がい等により雇用契約による就職が困難な人が働く場で、活動を通して、能力の向上と一人ひとりの自立に向けた支援を行う障がい福祉サービスです。

気軽に立ち寄れる軽食喫茶となっていますので、是非、お立ち寄りください。

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・市や相談支援センター、サービス提供事業所に寄せられる、障がいのある人の意見や要望を踏まえ、障がい者総合支援協議会において課題やニーズを把握します。
- ・課題に対する好事例を蓄積し、相談支援体制の拡充等に活かします。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・障害者差別解消法に基づく事例の蓄積を進めるとともに、それを活用した啓発を進めていきます。
- ・就労支援を通じて、企業や地域にアプローチし、障がいのある人への理解を進めていく取組を進めます。

□相談支援の充実

- ・相談機関の整備状況について効果測定をしながら「地域における総合相談窓口の設置」「相談員の専任配置による人身体制の強化」「地域における制度を超えた連携の強化」を図り、相談支援体制を拡充します。

□パートナーシップによる取組

- ・藤沢市障害福祉団体連絡会をはじめ、関係団体、関係会議との連携を深めるとともに、医療、教育、子育て等の団体とのネットワークを構築していきます。

～ 誰もが安全、安心に移動するための設備は誰の負担？ ～

国では、2021年（令和3年）12月に、鉄道施設のバリアフリー化を促進するために、そのバリアフリー整備費用を鉄道利用者から薄く広く徴収する料金設定を事業者に許可する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設しました。これまでも「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、鉄道駅のバリアフリー化の早期整備が掲げられていますが、人口減少や新型コロナウイルス感染症による生活スタイルの変容による旅客需要の低下は事業者の設備投資にも大きな影響を与えています。

すべての人が安全、安心に移動ができる環境を確保するためには、誰もがその設備を必要とする可能性があることを再認識し、移動に困難がある人への理解を深めることが大切です。

5 部落差別（同和問題）を解決するために

現状

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別に起因する日本固有の人権問題です。1871年（明治4年）に布告された解放令（明治4年8月28日太政官布告第449号）によって身分制度は廃止されましたが、その後も、特定の地域の居住者や出身者を社会から排除するという差別が続いています。被差別部落（同和地区）出身であることを理由に、結婚や就職で差別されるなど、日常生活において基本的人権が侵害されるという深刻な社会問題となっています。そして、差別された人々は、結果的に、社会的、経済的、文化的に低い位置に置かれることを強いられてきました。

国は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」を制定しました。

その後も一連の特別措置法に基づき、さまざまな事業が実施され、被差別部落（同和地区）の生活環境はある程度改善されましたが、インターネット上での差別的書き込みなどが依然として存在していることから、2016年（平成28年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を制定しました。同法では、部落差別（同和問題）が現在も存在するとして、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等を明示しています。

本市では、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、課題やニーズの把握を進めてきました。機会を捉えて国・県・当事者団体と連携し、人権教育・人権啓発を推進するとともに、相談支援の充実を図っています。

そのほか、就職・結婚差別につながる身元調査によって個人情報不正に取得された場合は、本人にその旨を通知することにより、権利利益の保護と不正取得の抑止に努めています。

本市での主な取組

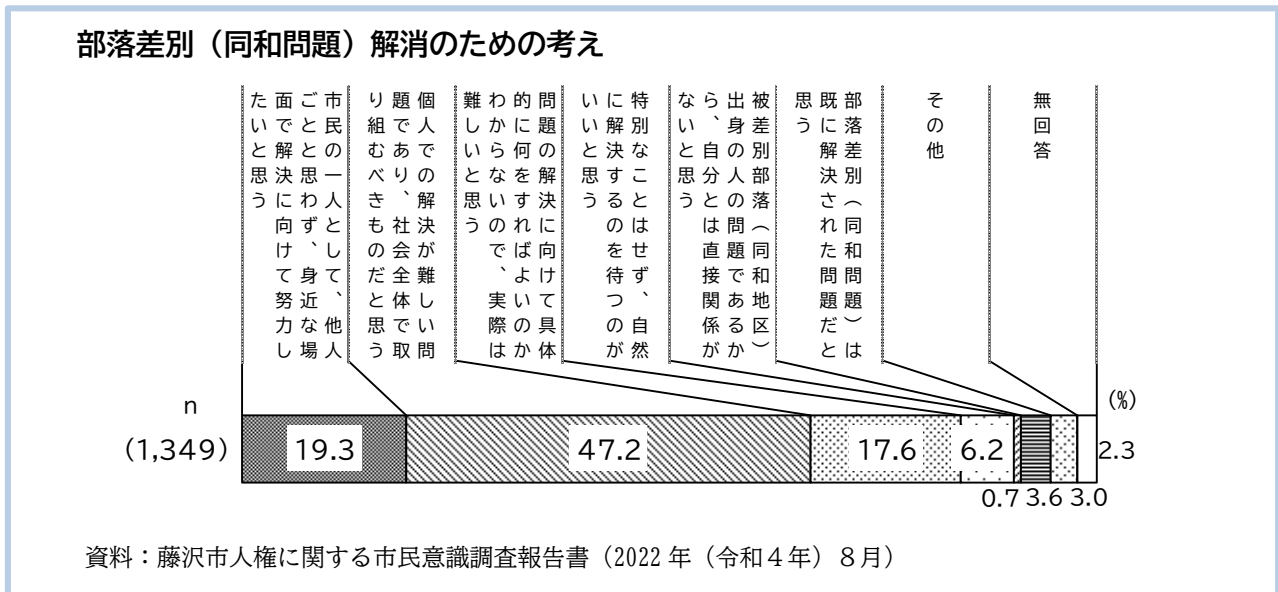
取組	
1	実態把握 ・ 定期的な人権に関する市民意識調査の実施
2	相談支援の充実・団体との連携 ・ 国・県と連携した相談体制の充実、当事者団体との連携による啓発の推進
3	個人情報保護 ・ 戸籍関係証明書等の不正取得を防ぐための「本人通知制度」を活用し、就職・結婚差別につながる身元調査による個人情報漏洩防止の徹底

課題

これまでのさまざまな取組により、被差別部落（同和地区）の生活環境はある程度改善されましたが、近年、部落差別（同和問題）はSNS等を通じたインターネット上での差別書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地の情報、氏名等の掲載や動画の公開など、インターネット上の人権と絡みあう複合的な問題へと変化しています。

法務省の人権擁護機関が2020年（令和2年）に取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告」によると、部落差別等に関する人権侵犯事件は、2013年（平成25年）は実社会におけるものが約90%、インターネット上が約10%であったところ、2017年（平成29年）には実社会におけるものが約47%、インターネット上は約53%と、インターネット上での事件件数が上回っている状況です。

部落差別（同和問題）について一人ひとりが正しく理解し「生まれた地域などによって差別されるべきではない」という認識を持つことが重要です。本市では、差別や偏見の解消に向けた取組を推進していきます。



施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・国や関係機関が実施する部落差別（同和問題）の実態調査によって状況を把握します。
- ・人権に関する市民意識調査を実施します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めます。
- ・差別や偏見を間違ったことだと認識できるよう、人権感覚を磨く教育・啓発を進めます。

□相談支援の充実

- ・国や関係団体との連携による相談体制の充実を図ります。
- ・身元調査等で住民票等が不正に取得された場合の「本人通知」を継続して実施します。

□パートナーシップによる取組

- ・国や関係団体、当事者団体等とともに、部落差別（同和問題）への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めます。
- ・えせ同和行為^{※1}の排除に向けて、国や関係団体等と連携し、啓発活動に取り組みます。

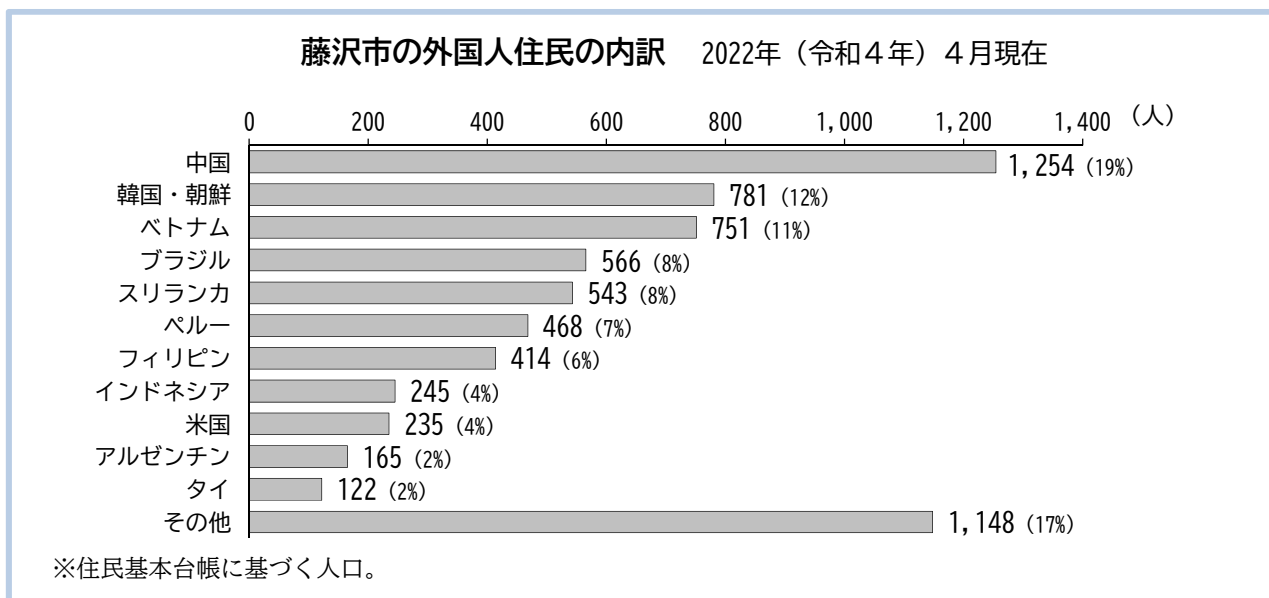
※1 えせ同和行為：部落差別（同和問題）を口実に企業や官公庁などに不当な要求をする行為。

6 外国につながるのある人の人権を尊重するために

現状

本市には、2022年（令和4年）4月現在、約6,700人の外国人住民が暮らしています。

歴史的経緯により特別永住資格を有する朝鮮半島出身の在日韓国人・朝鮮人や、1990年（平成2年）の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」施行により就労制限が緩和されたことに伴い、就労を目的として来日した日系二世・三世をはじめ、留学、国際結婚など、さまざまな理由により市内に居住しています。外国人労働者を日本に受け入れるためにできた、新しい在留資格「特定技能」が発効した2019年（平成31年）以降は特に増加しており、2020年（令和2年）から世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症が収束した後は「技能実習」や「介護」など、労働資格を持つ外国人住民がさらに増えることが見込まれます。また、日本国籍の取得や国際結婚で生まれた子など、外国につながるを持つ人も増えています。



本市ではこれまでも、外国につながるのある市民を対象に、多言語による情報提供・生活支援を行ってきました。互いの文化を認めあい、共に生きる地域社会をめざして、2007年（平成19年）に「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」を定めました。その後、2014年（平成26年）に改定し、多文化共生^{※1}のさらなる推進に取り組んでいます。

近年では、特定の民族や国籍の人あるいはその子孫であることのみを理由に、日本社会から排除することをあおり立てたり、危害を加えようとするなどの差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が問題となっています。国連の人種差別撤廃委員会からの勧告を受け、国では2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定し、同法の理念に基づき取組が進められていますが、インターネット上での差別発言や差別的な書き込みも含め、依然としてヘイトスピーチは繰り返されています。本市においてもヘイトスピーチ根絶に向けた実効性のある取組を進めていく必要があります。

※1 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、民族や国籍などによる分断や差別が生じました。外国につながるのある人を地域社会の一員として受け入れ、交流やつながりを深め、共に助け合える環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後の「新たな日常」を構築することが求められています。

本市での主な取組

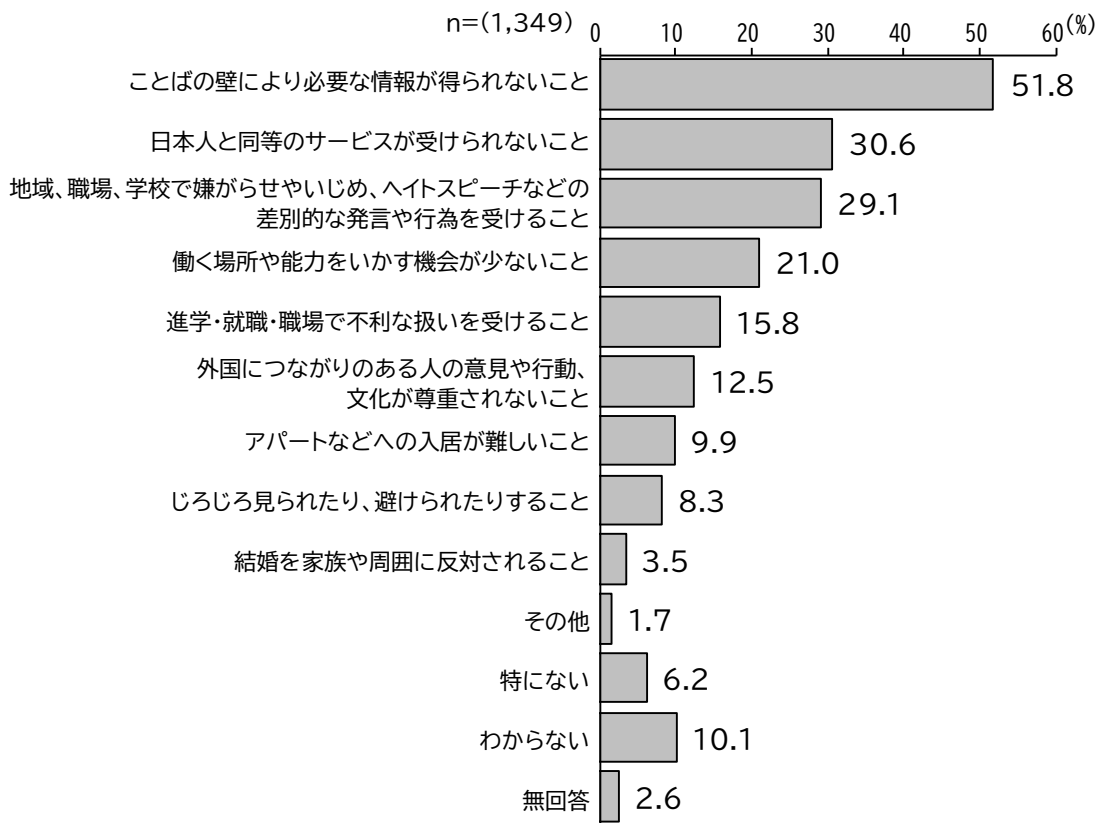
取組		
1	外国につながるのある人の権利の保障	・外国につながるのある人への差別や人権侵害を防ぐ、多文化共生施策の推進
2	外国につながるのある市民の市政への参加促進	・外国につながるのある市民をメンバーとする「藤沢市外国人市民会議」の設置 ・外国につながるのある市民の意見の市政への反映促進
3	コミュニケーション支援	・行政や市民ボランティア、支援団体などの協力による、日本語教室の開催や多言語による情報提供
4	相談・支援体制の充実	・日常生活の困りごとへの対応のための相談窓口への外国人相談員の配置
5	教育支援	・日本語指導が必要な児童生徒に対する、国際教室の設置 ・日本語教室の実施や日本語指導員による日本語学習の支援
6	就学支援	・学校になじめない子へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣 ・6つの言語に対応した新入学、就学案内による支援
7	住宅入居等への支援	・不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援
8	災害時の対応に備えた施策の充実	・避難所の分散化、環境整備（ハード面・ソフト面）、多言語での災害情報の提供
9	国際理解教育・啓発の推進	・あらゆる機会を通じた多文化共生への理解を深める人権教育の推進 ・国・県・関係団体等と連携したヘイトスピーチ撲滅のための人権啓発の推進

課題

外国人住民は今後も増加が見込まれますが、文化や宗教、生活習慣の違いから、外国につながるのある人をめぐって、アパート等への入居拒否や商業施設への入店拒否、就職での不合理な扱いなど、さまざまな人権問題が発生しています。日本国籍を持っていても、日本に帰化した人や父または母が外国人など、外国につながるのある人は、外見や名前だけで外国人と同様に差別や偏見にさらされることがあります。

誰もが、人種や肌の色、言葉、宗教の違いなどによって差別されるべきではなく、この考え方は、どの国に住んでいても変わりません。それぞれがもつ文化を尊重しあい、国籍に関係なく同じ人間として共に生きる地域社会をつくるために、引き続き多文化共生のまちづくりに取り組んでいきます。

外国につながるある人の人権に関することで、特に問題があると思うこと（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・人権に関する市民意識調査を実施し、外国につながるある人に関する市民の意識等を把握します。
- ・藤沢市外国人市民会議や藤沢市都市親善委員会にて意見把握をします。
- ・国や県が実施する実態調査結果等を分析し、実態把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・外国につながるある人への差別や偏見をなくすための意識啓発を推進します。
- ・多文化共生の理解を深めるための研修等を実施します。

□相談支援の充実

- ・多言語での相談支援や医療ボランティア通訳派遣などの、コミュニケーション支援を進めます。
- ・外国につながるある市民に配慮したやさしい日本語を意識した行政文書の作成や困りごとに応じた専門相談窓口の周知を行います。

□パートナーシップによる取組

- ・パートナーシップによる多文化共生のまちづくりを推進します。
- ・国際交流や姉妹友好都市との文化・スポーツ交流など、外国につながるある市民と一般市民が交流できる場の充実に努めます。

7 患者等の人権を尊重するために

現状

(1) 患者等の人権

世界人権宣言において、「すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する」と記され、日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが保障されています。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」では「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ総合的かつ計画的に施策が推進されること」を基本理念としているほか、「難病の患者に対する医療等に関する法律」においても「難病の患者に対する医療等は、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、総合的に行われなければならない」と明記されています。

心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利です。すべての人が心身ともに健康で安心して暮らすためには、疾病についての社会の理解と、疾病と診療内容を十分に理解した上で、患者等が適正な医療を受けられることが必要です。

藤沢市民病院では、地域医療支援病院として、地域医療に貢献し、医療水準の向上に努めるとともに、心のこもった安心できる医療体制を築くことを基本理念としています。また、お互いの理解を深めるために「患者さんの権利と責任」を定め、周知を図っています。

～ 患者さんの権利と責任 ～

- 患者さんは、適切な医療を平等に受けることができます。(適切な医療を受ける権利)
- 患者さんは、症状・検査・治療について、十分な説明を受けることができます。(知る権利)
- 十分な説明を受けた後に、治療や検査を受けるか否かは患者さんが決定します。(自己決定の権利)
- 患者さんは、医療機関を選択することができます。また、そのための必要な情報を受けることができます。(医療機関を選択する権利、セカンドオピニオン)
- 患者さんの医療上の個人情報は保護されます。(プライバシーが保護される権利)
- 患者さんは、病院に協力して治療に参加していただきます。(医療に協力する責任)

<藤沢市民病院ホームページ抜粋>

(2) 感染症や疾病等と人権

感染症法の基本理念を踏まえ、国及び地方公共団体のほか、医療機関をはじめとした関係機関において、患者等の人権を尊重した取組を推進しています。本市においては、司法書士等人権擁護関係機関を構成員とした藤沢市感染症診査協議会を設置し、感染症患者に対する適切な入院の措置が行われているか等を審議するチェック体制の整備や、感染症や難病に関する各種啓発事業を実施しています。

しかし、現状では患者等を取り巻く環境において、疾病や診療内容などの理解が十分ではありません。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染した人や医療従事者、またその家族などに対する差別や偏見、不確かな情報や誤った認識に基づく行動やSNSなどへの差別的な書き込み等が広がりました。

HIV^{※1}感染者やハンセン病^{※2}患者などについても未だ正しい知識と理解が完全に普及しているとはいえません。本市では、感染症やさまざまな疾病等によって人権が侵害されないように啓発に努めています。

(3) 精神疾患を有する人の人権

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者^{※3}に対する理解を深め、および精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない」と規定されています。しかしながら、精神疾患を有する人への誤解や偏見は未だ存在しています。本市では、精神疾患を有する人の人権が尊重されるよう、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

本市での主な取組

取 組	
1	患者本位の保健・医療サービスの推進
2	保健・医療・福祉・介護サービスの充実と人権意識啓発の取組支援
3	感染症や精神疾患等の患者についての正しい知識の普及啓発の推進

・患者やその家族の尊厳と権利を尊重した医療サービスの提供に向けた「患者さんの権利と責任」の作成・周知
・患者やその家族の自主的な解決に向けた助言や関係機関と連携した相談支援の実施
・療養を必要とする難病患者等に寄り添う在宅療養支援の実施
・感染症やその蔓延防止にかかる正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動の実施
・精神障がい・精神疾患に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動の実施

※1 HIV：エイズ（AIDS）の原因となるヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。

※2 ハンセン病：らい菌に感染することで起こる感染症。かつては「らい病」と呼ばれていたが、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれている。

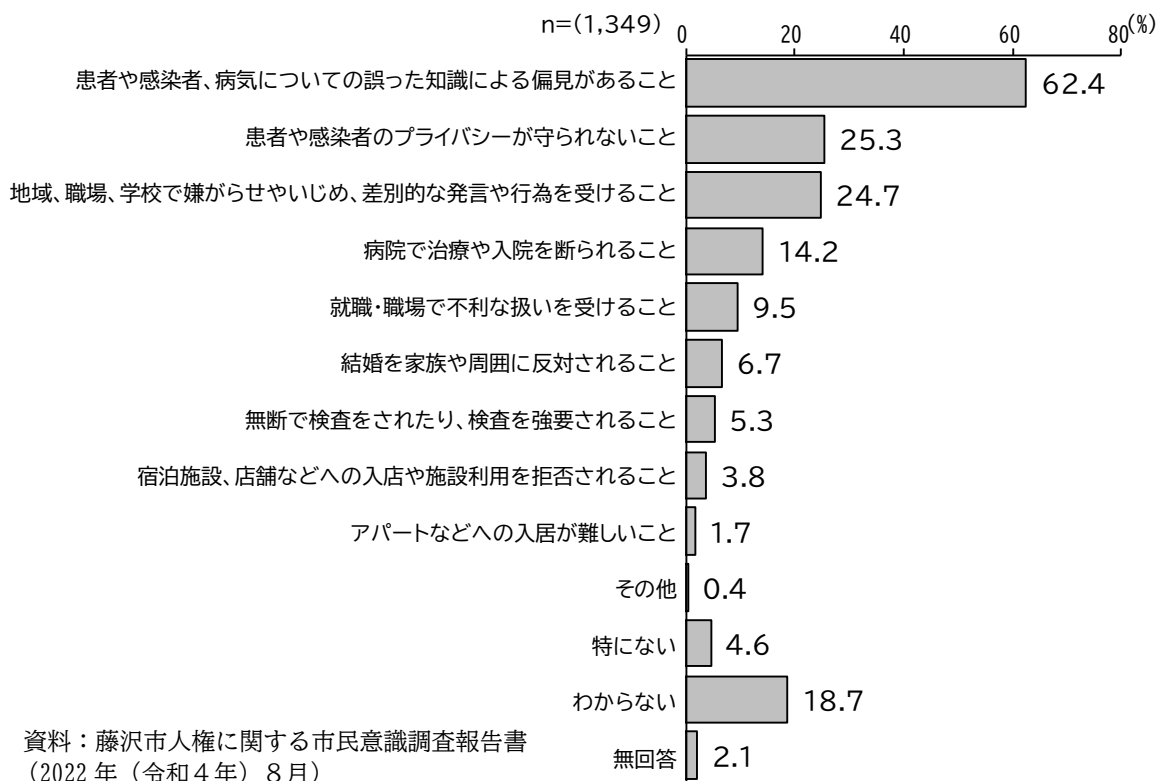
※3 精神障害者：「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」においては「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は、その依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されている。

課題

本市で2022年（令和4年）に実施した「藤沢市人権に関する市民意識調査」によると、HIV・エイズ、肝炎などの患者・感染者やその家族の人権に関することについて、「患者や感染者、病気についての誤った知識による偏見があること」が62.4%と最も高くなっています。また、「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」、「地域、職場、学校で嫌がらせやいじめ、差別的な発言や行為を受けること」も2割半ばと比較的高くなっています。

誤った知識や無理解から、患者やその家族が日常生活を送れなくなってしまうことはあってはならないことです。感染症や疾病等に関する偏見をなくし、患者等の人権とプライバシーを守るために、正しい知識の教育・啓発の強化が必要です。

HIV・エイズ、肝炎などの感染者やその家族の人権に関する問題（複数回答可）



施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・国や県、本市の人権に関する市民意識調査の実施による、人権上の課題やニーズを把握します。
- ・関係課等で行う各種調査における患者の視点に立った課題やニーズを把握します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・あらゆる疾病に対し、無理解や誤解による偏見や差別が生じないよう、最新の情報発信に努め、正しい知識の普及啓発を行います。

□相談支援の充実

- ・相談者は、病気への不安やさまざまな問題を抱えています。それぞれの相談窓口が他部門の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて連携、協働を推進するよう努めます。
- ・相談窓口の周知を図り、必要な時に、気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、相談者の気持ちに寄り添う対応、プライバシーを保護する相談環境、必要に応じて休日・夜間の相談時間などに十分に配慮します。

□パートナーシップによる取組

- ・患者の人権が尊重された適正な医療が行われるよう、患者等と医療従事者の双方が情報を正しく共有し、信頼関係に基づいた医療サービスの提供を行います。

8 ビジネスにおける人権を尊重するために

現状

経済活動のグローバル化の進展に伴い、企業活動における人権の尊重への注目が高まっています。1998年（平成10年）には「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択され、2011年（平成23年）には「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会において全会一致で支持されました。この指導原則では「人権を保護する国家の義務」と並んで「人権を尊重する企業の責任」が3つの柱の1つとして位置付けられており、2015年（平成27年）に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及されています。

また、SDGsの8つ目のゴールには、国際労働機関（ILO）が提唱するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）^{※1}の実現を促進する項目が掲げられています。この実現に向けて、ディーセント・ワークの普及啓発とともに、さまざまな労働施策を推進することが必要となっています。

（1）企業活動における人権尊重

2011年（平成23年）に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が成立して10年以上が経ち、2020年（令和2年）には「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」が日本においても策定され、人権に対する負の影響を予防または軽減する人権デュー・ディリジェンス^{※2}の仕組みと苦情処理メカニズムを導入する企業が増えてきました。

また、近年は、人権問題にESG（環境・社会・ガバナンス）投資^{※3}やSDGsの視点から取り組んでいる企業も増えてきています。

これらの人権の尊重に関わる取組は、自社だけでなく、取引先や消費者など関わるすべての人に対しても求められています。

（2）就労者の人権

国では、2016年（平成28年）に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向」が示されました。非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正、高齢者の雇用促進等の取組を掲げ、多様で柔軟な働き方を可能にするために、働き方改革を推進するとしています。

本市では、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ^{※4}の促進などそれぞれの人が能力を発揮し活躍できる就労の場を提供できるよう行政と事業者、労働者が連携を図り取組を進めるとともに、社会保険労務士会等と連携した相談支援の実施や就労相談の充実を図っています。

※1 ディーセント・ワーク（Decent Work）：働きがいのある人間らしい仕事。権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事のこと。

※2 人権デュー・ディリジェンス（Due Diligence）：人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス。

※3 ESG（環境・社会・ガバナンス）投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

※4 ダイバーシティ（Diversity）：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

本市での主な取組

取 組		
1	働き方改革の推進	・多様で柔軟な働き方の実現（テレワークやリモート会議の実施）
2	就労環境のジェンダー平等の推進	・女性登用率の向上や参画が進んでいない分野への働きかけの実施 ・女性の雇用・就労機会の促進とジェンダー平等の推進
3	対象者に応じた就労支援	・女性、若者、外国につながる人など、それぞれの人々が能力を発揮するための就労支援（ユースワークふじさわ・湘南合同就職面接会など） ・庁内のハローワーク相談窓口の常設（ジョブスポットふじさわ）
4	就労者の権利に関する啓発の推進	・職業、職種、任用形態等による差別を防ぐための研修等による意識啓発
5	ハラスメントの根絶	・法令等に基づくハラスメント防止に向けた啓発の強化
6	労働相談の充実	・社会保険労務士や弁護士による各種労働相談の実施
7	企業活動における人権の尊重	・企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、人権デュー・ディリジェンスの実施
8	気候変動・環境汚染への対応	・市民、事業者及び行政が一丸となった環境の保全と創造の取組を通じた人々の身体的・精神的・社会的な満足度の向上 ・市民・企業・行政が一丸となった環境の保全と創造の取組

課題

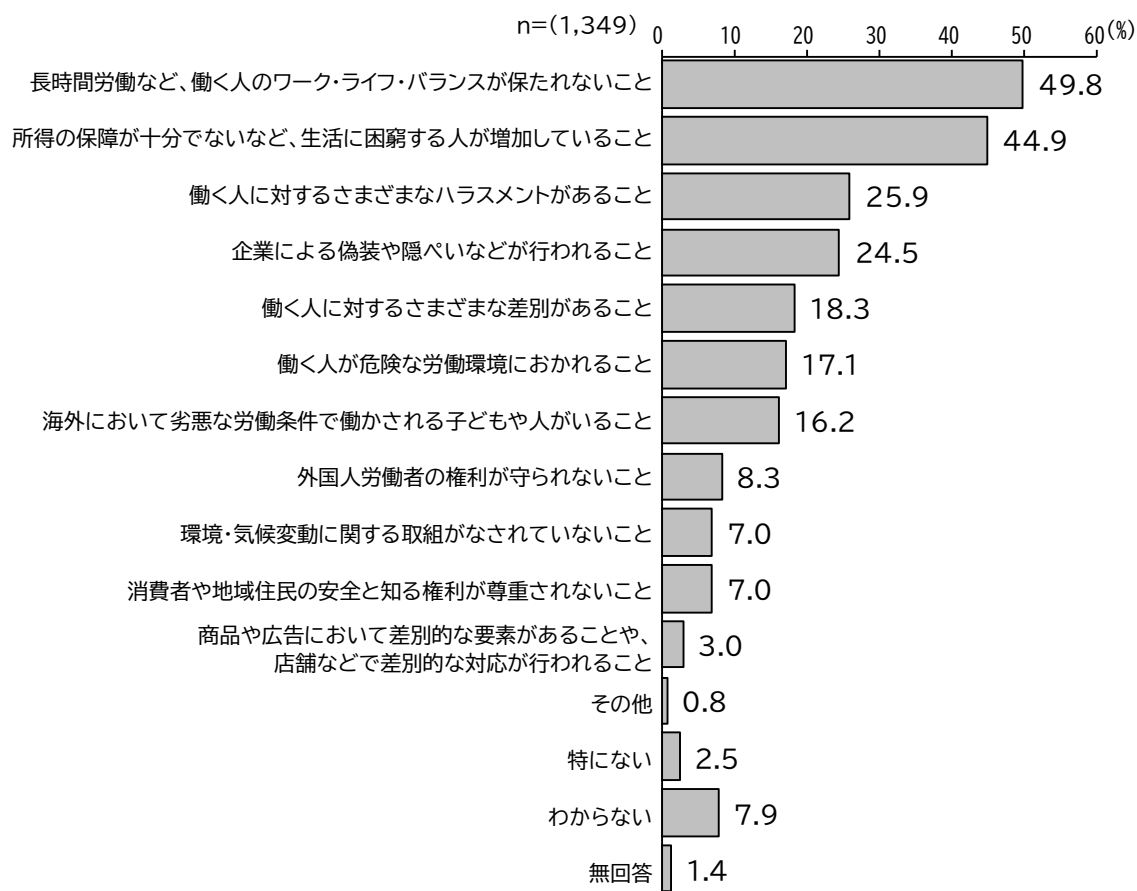
わが国では、依然として過労死や過労自殺に結び付く長時間労働、ワーク・ライフ・バランスが実現できない社会環境が問題となっており、労働時間の削減は喫緊の課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非正規雇用労働者が苦境に立たされる事態も続いています。

さらに、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったものの、未だに職場におけるさまざまなハラスメントが問題となっています。最近では、顧客等からの不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント^{※1}）が就労者への深刻な精神的負担になっており、その対策が急務となっています。

また、企業活動において、人権の尊重は重要な要素の1つであるものの、人権デュー・ディリジェンスや苦情処理メカニズムの導入は一部の企業に留まっており、企業活動における人権への負の影響を特定し、着実な取組を進めることが重要です。

※1 カスタマー・ハラスメント：顧客等からのクレーム・言動のうち、クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段が不相当なものであり、その実現によって労働者の就業環境が害されるもの。

ビジネスと人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・人権に関する市民意識調査による実態把握や関係機関での相談事例の把握に努めます。
- ・国や専門機関による実態調査の結果を把握・分析します。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入事例や多様性・柔軟性のある働き方などの情報提供や啓発を実施します。

□相談支援の充実

- ・さまざまな立場の就労者の権利確保や人権尊重など、複合的で多様化する問題に寄り添った相談支援を実施します。
- ・県社会保険労務士会等との連携による各種相談支援を実施します。

□パートナーシップによる取組

- ・企業等と協働し、多様な主体が活躍できるダイバーシティを推進します。
- ・パートナーシップによる環境問題への積極的な取組を推進します。

9 犯罪被害者等の人権を尊重するために

現状

国では、2005年（平成17年）に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、「犯罪被害者等基本法」が施行されました。地方公共団体には、相談体制の整備など支援の取組が求められています。また、同年に「犯罪被害者等基本計画」を策定し、この計画において毎年11月25日からの一週間を「犯罪被害者週間」と定め、集中的な啓発事業等を実施することで、犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性等について理解促進を図っています。

また、2021年（令和3年）に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」「刑事手続きへの関与拡充への取組」「支援等のための体制整備への取組」「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の5つを掲げ、犯罪被害者等のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図っています。

本市でも、被害者やその家族の人権擁護に向けて、犯罪被害者等に関する教育・啓発などに取り組んでいます。

本市での主な取組

取組	
1	教育・啓発
2	相談・支援の充実
3	支援施策の検討

・各学校における犯罪被害者に関する研修の実施、教職員の理解促進
・かながわ犯罪被害者サポートステーション等に関する情報提供
・人権メッセージパネル展等での犯罪被害者週間の周知
・相談内容に応じて、かながわ犯罪被害者サポートステーションにつなぐなど、関係機関等との連携
・市民センター・公民館等へのリーフレット設置による周知
・犯罪被害者等の支援に向けた、情報収集及び施策の検討

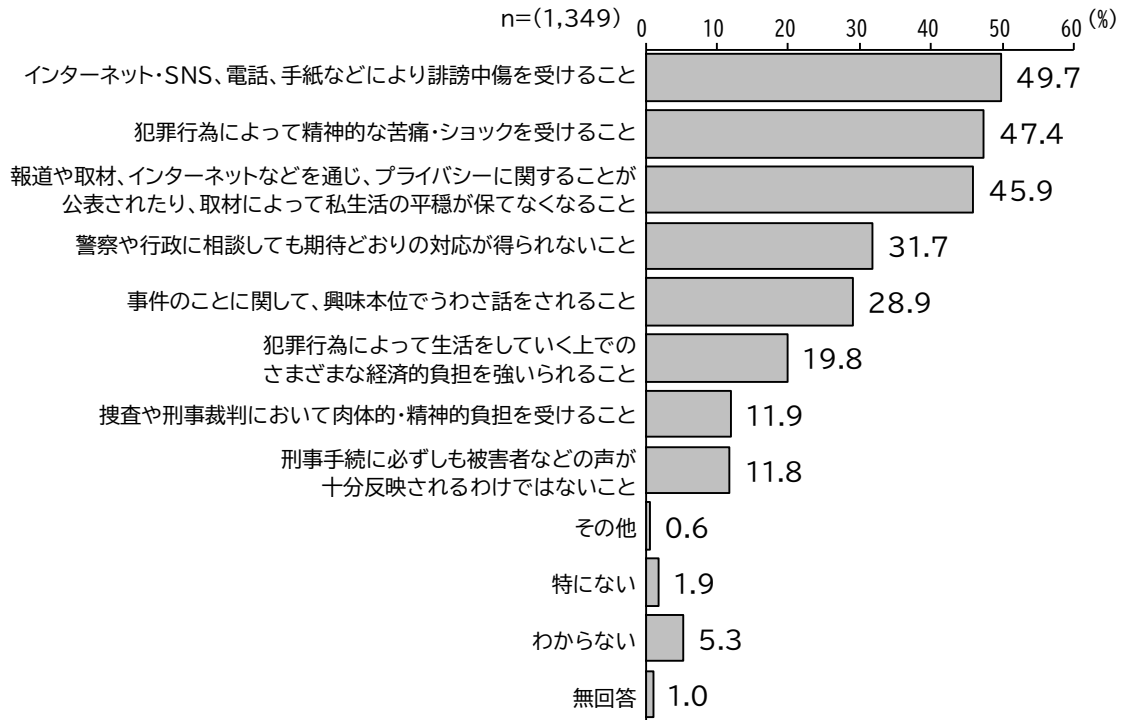
課題

犯罪被害者とその家族等は、犯罪によって、生命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、家族を失い、財産を奪われるといった直接的な被害のほかに、周囲の人々の理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷、偏見などによって精神的苦痛を受けるなど、二次被害^{※1}に苦しむことも少なくありません。犯罪による被害は、ある日突然、理不尽に、誰の身にも起こる可能性があります。

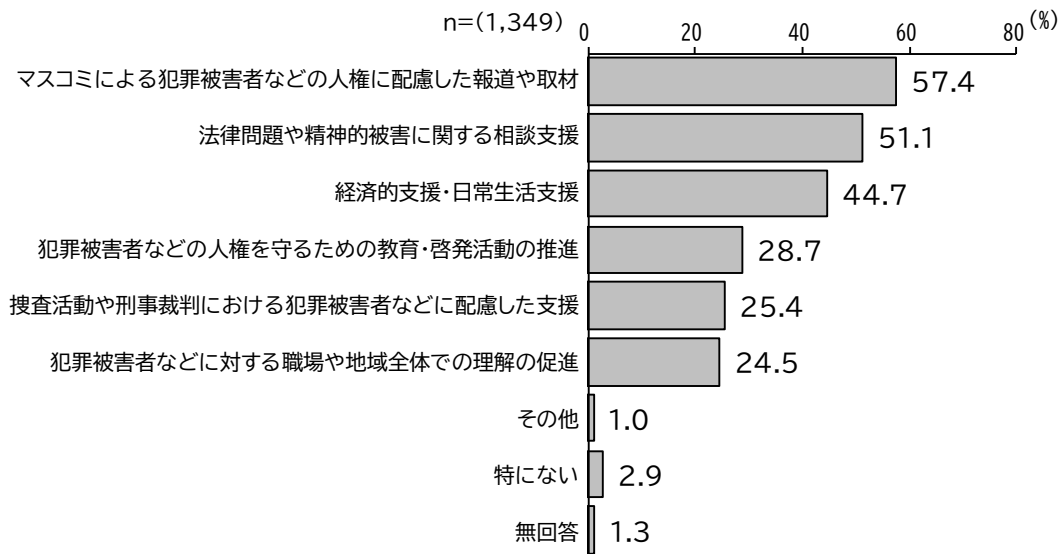
犯罪被害者とその家族、遺族が直面するさまざまな問題に対応するため、関係機関等との支援体制を整備するとともに、国や県と連携した事業の推進が求められています。

※1 二次被害：犯罪による直接的被害に派生して生じる副次的な被害。

犯罪被害者などの人権に関する問題（複数回答可）



犯罪被害者などの人権を守るために必要なこと（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・人権に関する市民意識調査を実施し、市民の意識の実態を把握します。また、国や県などが行う意識調査の結果を分析し、市の取組に反映します。
- ・犯罪被害者等の支援に向けて、引き続き、情報収集及び施策の検討を行います。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・犯罪被害者とその家族等が受けている直接的・間接的被害の状況や、その状況を踏まえた支援の重要性、二次被害の発生防止のための配慮の重要性について理解を促すため、啓発活動に努めます。また、犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている関係機関等の情報を提供します。

□相談支援の充実

- ・国や県、関係機関等が実施する相談窓口の周知啓発を進めます。

□パートナーシップによる取組

- ・国や県、関係機関等との連携による相談・支援の強化に努めます。

10 生活困窮者の人権を尊重するために

現状

(1) ホームレスの人権

国は、2002年（平成14年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行し、その後、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保等の総合的な取組を進め、ホームレスの数は全国的に減少傾向にあります。

2008年（平成20年）に起きたリーマン・ショックによる世界的な大不況を受けて、製造業や飲食業などを中心に非正規雇用者の解雇や雇い止めなどにより困窮する人たちが増加し、高度経済成長以降の日本では一部の人の問題と思われていた貧困の問題が、広く認知されるようになりました。

そのような中で、本市では、NPO等の支援団体との連携や市で実施している緊急医療による病院での受診、生活保護制度を活用した施設入所・居宅設定・就労支援など、ホームレスの自立に向けた取組を進めています。

(2) 生活困窮者の人権

生活困窮者への支援をさらに進めていくために、2015年（平成27年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、就労に関する施策や住宅の確保など生活困窮者を対象とした包括的な支援体制が充実してきました。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、OECD（経済協力開発機構）の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した日本の2018年（平成30年）の「相対的貧困率」は15.4%、「子どもの貧困率」は13.5%となっています。「相対的貧困」とは、その国の文化水準、生活水準と比較して大多数よりも困窮した状態をいいますが、この数値は調査が始まった1985年（昭和60年）以降、一貫して上昇基調にあり、格差が広がっていることを意味しています。日本はOECD加盟国の中でも高い数値となっており、国際的に見ても貧困状態にある人が多い国となっていますが、「相対的貧困」は周囲からは見えにくいいため、社会の理解が追いついていない状況にあります。

2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴う経済停滞と雇用悪化は、社会的に弱い立場にある非正規雇用労働者などに大きな打撃を与え、生活困窮が広がりました。働き盛りの人たちが病気等で働けなくなったり、高齢の家族の介護のために子どもたちがヤングケアラーとなるなど、世帯全体が複合的な問題を抱えることが少なくありません。

本市では、地域住民が抱える複合化・複雑化する生活課題に対し、2021年（令和3年）4月に社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業^{※1}」を含め、分野・世代を問わず幅広く対象者を受けとめる包括的支援体制の構築に向け、さまざまな支援機関が担当分野を超えて相談対応するとともに、その課題の背景にも着目しながら必要な支援につなげることで、生活困窮者の自立に向けた取組を進めています。

※1 重層的支援体制整備事業：市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業の3事業を一体的に実施する体制を整備するもの。市町村の任意事業。

本市での主な取組

取組	
1	<p>実態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13 地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めるため、世代・分野を超えた全世代型の「地域包括ケアシステム」に向けた取組の推進 ・ケアラーやひきこもりの実態把握と支援 ・ケアラーやひきこもりの課題を所管する関係部門による分散型窓口のあり方と支援に向けた共通認識を持つ取組 ・ホームレスに対する、全市内で年2回実施する実態調査及び必要に応じて随時実施する巡回相談
2	<p>教育・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスに対する偏見や差別をなくすために、さまざまな機会（研修会等）による啓発活動
3	<p>自立支援・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する相談支援窓口を市と藤沢市社会福祉協議会に設置 ・担当分野を横断した相談支援体制による生活困窮者の自立支援 ・希望するホームレスに対する施設入所や居宅設定を促す支援等
4	<p>健康維持への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調の悪いホームレスへの、市で実施している緊急医療や生活保護制度を活用した病院での受診
5	<p>当事者・支援団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の仕組みや単一の機関では対応が難しいケアラーへの支援やひきこもりなどの課題を抱える世帯への適切な支援に向けた当事者・支援団体との連携と、関係機関に対する周知啓発活動 ・市内外のNPO等の支援団体と連携した、ホームレス自立支援
6	<p>住宅入居等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産関係団体、居住支援法人及び市が連携し、居住支援協議会の設置・住まい探し等の支援

課題

(1) ホームレスの人権

ホームレスに対する取組によって一定の効果も見受けられますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化などの課題は依然として残っています。また、ホームレスに対する誤解や偏見から、社会的排除を助長するような嫌がらせや暴行を加える事案が発生するなど、人権問題が生じている現状があります。

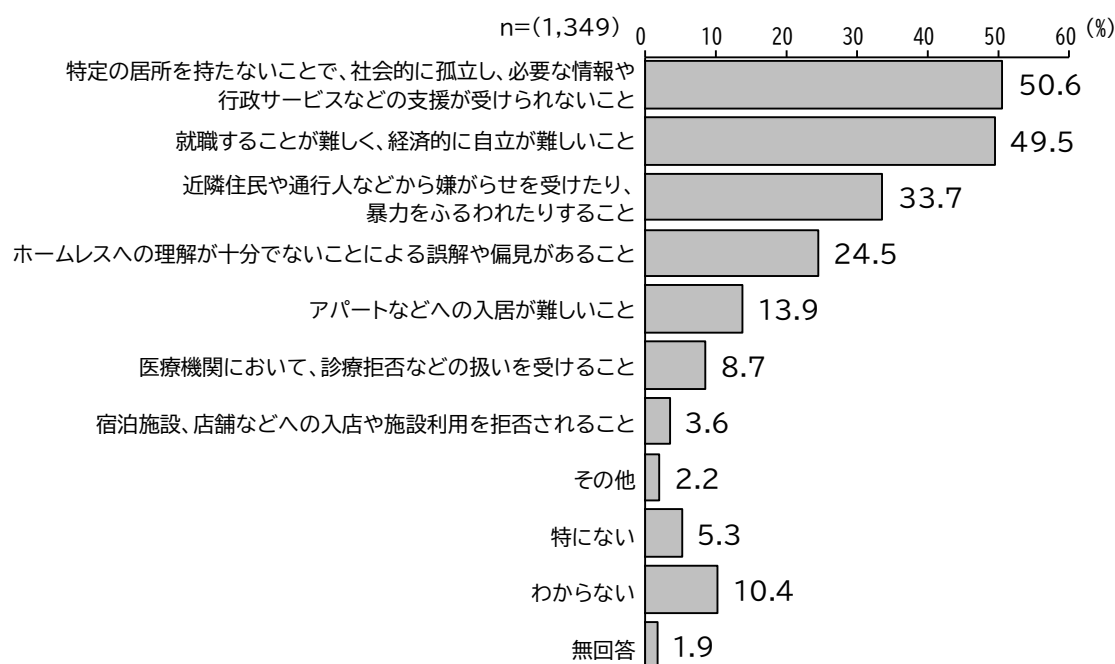
すべての人が健康で文化的な生活を送ることができる地域社会を実現するためには、総合的に生活困窮者対策に取り組み、自立支援に努めるとともに、ホームレスを含む生活困窮者に対する偏見や差別を解消するための教育や啓発を行うことが重要です。

(2) 生活困窮者の人権

生活困窮者は、それぞれの背景や抱えている課題も異なります。経済的な面だけでなく、地域で生活するうえでさまざまな困難を抱える生活困窮者に対しては、行政が担う公的な制度・サービスと併せ、地域団体や民間企業、教育機関、福祉サービス事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、地域や社会で支える相談支援体制が求められています。

時代の変化とともに、さまざまな階層における貧困が拡大しています。世代を問わず貧困に陥る可能性があり、一人ひとりが自分自身の問題として考えていく必要があります。誰一人取り残さない社会をめざし、地域・社会との関係の再構築をめざした施策を推進していきます。

ホームレスの人権に関する問題（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・ホームレスの中には、施設入所や居宅設定等を希望せず、自由に生きたいという意向のある人もいて、必要な支援に結びつけることが困難な事例もあります。今後もできるだけ市内を巡回し、ホームレスの相談に乗り、希望や要望等を把握します。
- ・市の生活困窮者支援の窓口「バックアップふじさわ」の相談支援員や、市社会福祉協議会への委託により市内全13地区に配置するコミュニティソーシャルワーカーが、生活困窮者からの相談に一つひとつ丁寧に対応することで、支援ニーズの把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・ホームレスに対する偏見や差別をなくすために、さまざまな機会（研修会等）で啓発活動を行います。
- ・生活困窮に至る過程では、社会的孤立や生きづらさを抱え、「助けて」が言えない状況にある人も少なくありません。さりげない見守りができる子ども食堂や身近な居場所、さらには様々な活動団体が担う地域活動に対する理解を広げる等、地域づくりへの啓発を進めます。

□相談支援の充実

- ・市内を巡回し、ホームレスを含めた生活困窮者に市役所の窓口を案内し、本人に寄り添いながら、丁寧な相談を行います。
- ・市役所内に相談支援の窓口として、「バックアップふじさわ」を設置し、庁内各課と連携し、生活困窮者の把握に努めるとともに、必要な制度・サービスの活用につなげます。
- ・生活困窮者が抱える複合化・複雑化した困りごとを地域のさまざまな場面を通じて把握することを目的に、市社会福祉協議会への委託により、「バックアップふじさわ社協」を設置し、その相談支援員をコミュニティソーシャルワーカーとして位置づけ、市内全 13 地区に配置しています。
- ・市民センター・公民館の機能強化による相談支援体制の充実に取り組みます。

□パートナーシップによる取組

- ・市内外の生活困窮者を支援するNPO等の団体等支援団体と連携します。
- ・行政が担う制度やサービスの提供だけでなく、自治会・町内会などの地域団体や福祉関係機関、さらには民間企業、教育機関等とネットワークを構築し、多様な支援が可能となる体制づくりに努めます。

11 インターネット上における人権を尊重するために

現状

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、生活に欠かせないものとなっています。しかし、インターネット上の違法・有害情報による被害も後を絶ちません。国では、2001年（平成13年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が成立し、2021年（令和3年）4月に改正、2022年（令和4年）10月に施行されました。この改正で、情報開示に関する裁判手続きの創設や、開示情報範囲が見直され、インターネットにおける人権侵害に対処する取組が進められています。

また、高度情報通信社会の進展によって利便性が高まった一方で、プライバシー侵害などのリスクが高まりました。これを受け、国際的な制度の調和・連携に配慮しながら個人の権利と利益を保護することを主な目的として、2022年（令和4年）4月1日に「改正個人情報保護法」が施行されました。これにより、「保有個人データの開示方法を本人が指示できる」「第三者提供記録を本人が開示請求できる」など、個人による請求権の範囲が拡充されました。人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等は、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報「要配慮個人情報」として「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に定められた情報です。

近年ではスマートフォンの急速な普及やオンライン授業の導入によって、インターネットは子どもにとっても身近なものになっています。市内の市立小学校6年生と中学校3年生の全生徒を対象に実施した令和3年度インターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果によると、小学6年生の60.5%、中学3年生の90.8%が自由に使えるスマートフォンを持ち、小学6年生の34.6%、中学3年生の78.6%がSNS等を利用しています。年齢が上がるとともに活動範囲が広がり、コミュニケーションツールの1つとしてSNSを利用する機会が増える傾向にあることがうかがえます。

本市では、このような状況を踏まえて、適正なインターネット利用の推進や、インターネットに対する学習資料の配布による児童・生徒の情報モラル^{※1}の向上の推進、保護者や教職員を対象とした研修会等に取り組んでいます。

本市での主な取組

取 組	
1	適正なインターネット利用の推進 ・インターネット上での人権侵害等を未然に防ぎ、安全・安心なインターネットの利用を促進するための講演会等による啓発

※1 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

取 組	
2	<p>インターネット上のいじめなどの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもがトラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を習得するために学校において適切な時期に学習会等を実施 ・インターネットに対する学習資料の配布による児童・生徒の情報モラルの向上の推進 ・子どもが安全にインターネットを利用することができるよう、トラブルの防止や対処方法について、保護者や教職員を対象とした研修会等を実施

課題

インターネットなど電子通信技術の発達により、利便性が高まる一方で、SNS上でのいじめやトラブル、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害など、インターネット上での人権侵害が大きな問題となっています。

インターネット上では、名前や顔を知られず匿名で情報を発信することができるため、現実の世界よりも人権を軽視しやすい傾向にあります。情報は一瞬にして大勢の人に伝わり、一度公開された情報は完全に消すことはできません。被害を受けた人は、日常生活を送れなくなったり、精神的に深く傷つき追い詰められたり、最悪の場合、自殺へとつながることもあります。投稿するときは、インターネットの向こう側には人がいることを常に意識し、自分の言葉を相手がどう受けとめるか、対面で同じ言葉が掛けられるか想像していただくことが大切です。

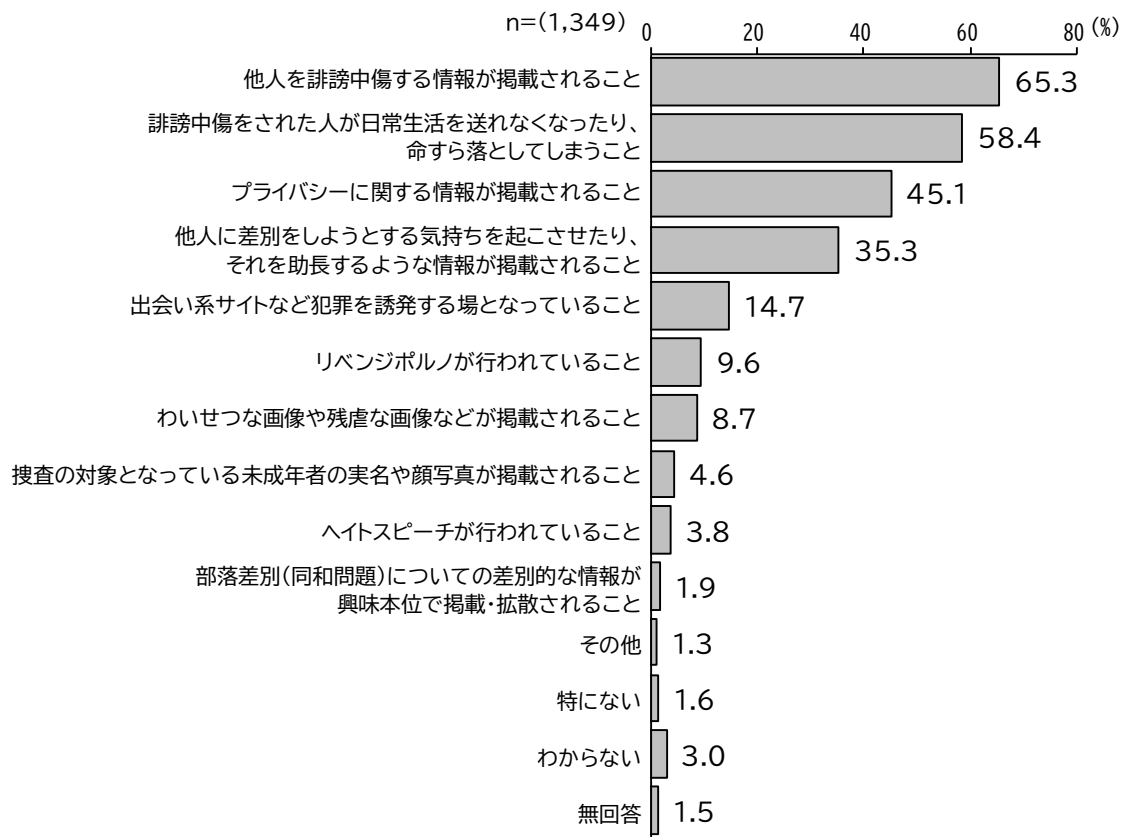
また、誰でも情報発信ができるため、真偽が不確かな情報や、フェイクニュース※¹と言われるデマ情報が拡散されることもあります。知らないうちに、誤った情報の拡散に加担してしまう場合があることから、すべてを鵜呑みにせず、いろいろな情報源と比較して内容に矛盾がないか確認するなど、インターネット上の情報を主体的に読み解く能力（情報リテラシー※²）や情報を正しく活用していく態度（情報モラル）を身につけることも重要です。

その他、デジタル化に対応できない情報弱者と呼ばれる人の存在も忘れてはいけません。インターネット環境が整った人ばかりではないことを理解し、情報格差が生じないように努め、すべての人が平等に情報を得られるよう配慮する必要があります。

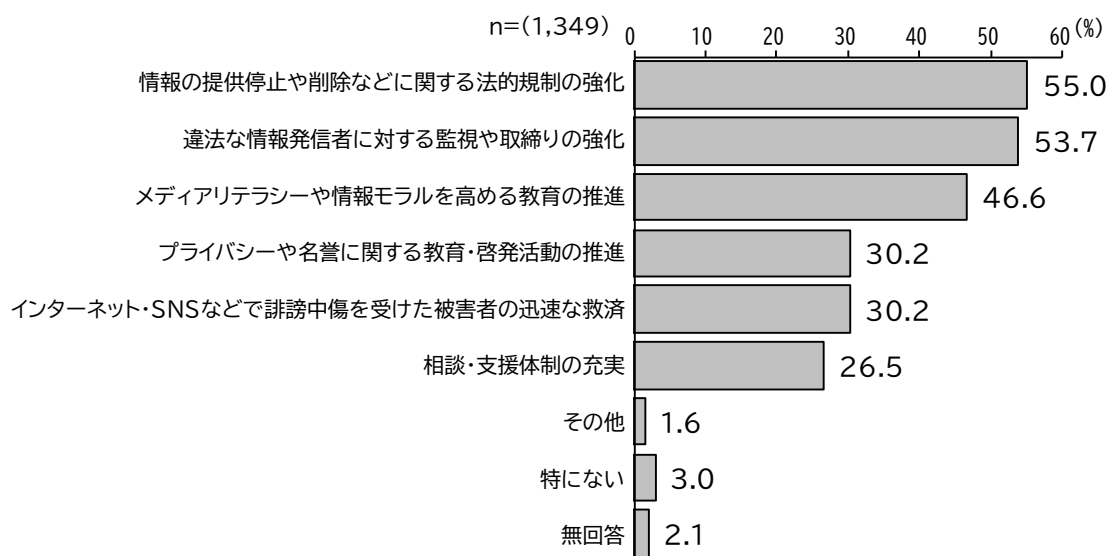
※1 フェイクニュース：定まった定義はなく、何らかの利益を得ることや意図的に騙すことを目的とした「偽情報」や、単に誤った情報である「誤情報」や「デマ」などを広く指す。

※2 情報リテラシー：情報（information）と読み書き能力（literacy）を合わせた言葉。情報機器の操作能力のほか、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲を指す。

インターネット・SNSなどによる人権侵害に関する問題（複数回答可）



インターネット・SNSなどによる人権侵害を防ぐために必要なこと（複数回答可）



資料：藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（2022年（令和4年）8月）

施策の方向性

□課題やニーズの把握

- ・定期的に実施する人権に関する市民意識調査や、国や県が実施する意識調査によって実態を把握します。
- ・学校でのアンケート調査による子どもの実態・意向把握に努めます。

□人権教育・人権啓発の推進

- ・児童、生徒の発達段階に応じた学習会等の実施や、啓発パンフレット等の配布をします。
- ・国、県、近隣自治体等と連携した適正なインターネット利用の啓発を進めます。
- ・すべての人がインターネット上で加害者にも被害者にもならないために、情報リテラシーや情報モラルを高める取組の推進に努めます。

□相談支援の充実

- ・国や県、専門の関係団体等が実施する相談窓口の周知啓発を進めます。

□パートナーシップによる取組

- ・国、県、専門の関係団体等との連携による支援の充実を図ります。
- ・地域の社会教育活動やNPO等による、情報格差解消に向けた事業を推進します。

12 さまざまな人の人権を尊重するために

20 世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し「平和のないところに人権は存在せず、人権のないところに平和は存在しない」と学びました。そこから「21 世紀は人権の世紀」という人権尊重と平和の実現が世界共通の認識となりましたが、未だに人権問題は解決せず、度々戦争や紛争が起こり、これまで想像しなかった人権課題も発生しています。

(1) 先住民族

国連の報告によると、現在世界には少なくとも 5,000 の先住民族が存在し、5 大陸の 90 か国以上の国々に居住しています。その多くは社会に強制的に同化させられ、言語や伝統的な生活様式を捨てなければならないなど、困難を強いられてきました。

日本でも、独自の文化をはぐくむアイヌの人々に対し、差別や迫害が行われてきましたが、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現に向けて施策の推進に取り組み、2019 年（令和元年）には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。

このほか、国連の人種差別撤廃委員会は、日本が先住民族と認定していない琉球・沖縄の人々を先住民族として認定し、権利を保護するよう、複数回にわたり勧告しています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族への差別や偏見は根強く、社会復帰がとても厳しい状況にあります。

2016 年（平成 28 年）施行の「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」に基づき、罪を犯した人が立ち直り地域社会の一員として共に生き支えあう社会づくり促進のため、県は再犯防止推進計画を策定しました。

本市では、県と連携し、刑を終えて出所した人やその家族への差別や偏見の解消に取り組みます。

(3) 北朝鮮当局による拉致被害にあった人

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。国際社会と連携しつつ、国では北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明と、その抑止を図ることを目的として、2006 年（平成 18 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

本市では引き続きこの問題への関心と認識を深めていきます。同時に、北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の人たち等への差別につながることはないよう、啓発に努めます。

(4) 災害に遭った人

東日本大震災と、それに伴う原子力発電所の事故は、さまざまな被害をもたらした未曾有の大災害となりました。近年、地震や風水害など、自然災害が頻発しており、いつどこで被害が発生するか予測不能な状況です。

本市では、災害時等に人々が一時的に暮らすことになる指定避難所におけるプライバシー保護や、高齢者や障がいのある人など配慮が必要な人への対応をまとめた「避難所運営マニュアル」を指定避難所ごとに作成しています。

災害時には、平常時における社会の課題がより顕著に現れることを認識するとともに、子どもや若者、高齢者、障がい者、セクシュアルマイノリティ、外国人といった多様な人々に配慮した取組が必要です。

(5) 自殺・遺された人

国の自殺者数は2010年（平成22年）以降減少傾向にあり、2019年（令和元年）は統計以来最少となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で世界全体が危機的状況に陥り、収束の見通しが立たない中、2020年（令和2年）は11年ぶりに自殺者数が増加しました。2021年（令和3年）の自殺者数は減少しましたが、女性の自殺者数は増加している状況となっています。

自殺の背景には経済、労働、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に絡んでいます。周囲がサインに気づき、適切な支援につなぐことで防ぐことができる場合もあります。また、自殺に対する偏見は、遺された人をさらにつらい状況に追い込む恐れがあります。自殺対策とともに遺された人への適切な対応にも取り組む必要があります。

(6) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引は性的搾取や強制労働等を目的として行われる重大な犯罪であり、深刻な人権侵害です。

国では2014年（平成26年）に「人身取引対策行動計画2014」を策定し対策に取り組んできましたが、毎年風俗店等での売春や労働の強要などの事案が発生しています。また、若年層が、アダルトビデオの出演強要や「JKビジネス^{※1}」と呼ばれる営業により性的な被害に遭うといった問題も起きており、2022年（令和4年）に成人年齢が18歳に引き下げられたことで、さらに被害が増えることが懸念されています。

※1 JKビジネス：女子高校生などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供すること。

(7) 難民・避難民

世界には、母国において政治・宗教・民族等を理由に迫害を受け、やむを得ず外国に逃げ助けを求める非常に弱い立場に置かれている人たちがいます。

日本では1981年（昭和56年）に「難民条約」を批准し、翌年の1982年（昭和57年）には難民認定制度を導入しました。しかし、2021年（令和3年）までに87,892人から難民認定申請がありましたが、認定したのは915人に留まっています。また、紛争から逃れた人たちの中には「避難民」と呼ばれ、人道的配慮から在留が特別に許可される人たちもいますが、その数も3,289人となっており、受け入れの数は他の先進国に比べ少ない状況です。難民等の問題は人間としての尊厳や人権を奪われ、命まで脅かされる深刻な人道・人権問題であり、国際社会が協調して向きあう必要があるグローバルな課題です。

(8) 交差性・複合差別

外国につながるのある子どもや、障がいのある生活困窮者に対する差別のように、複数の差別が重なり、複雑に入り組んで互いに影響を及ぼしている状態を、交差性・複合差別といいます。

複数の要因が絡み合う問題に対応するためには、1つの差別に焦点を当てた取組ではなく、差別を交差するものとして捉える複合的な視点が不可欠です。

これまで取り上げた人権課題以外にも、次のようにさまざまな人権課題が存在します。

- 法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子である婚外子やひとり親家庭に差別や偏見の目が向けられることがあります。
- さまざまな事情から出生届が提出されず、戸籍に記載されていない人は身分を証明することができないため、社会生活に支障をきたし、権利や義務が侵されることがあります。
- 特定の個人や団体に対する差別的な落書きやインターネット上の書き込みは、対象となった人の尊厳を傷つけ、それを見た人へ差別意識を植え付け、差別を助長する恐れがあります。
- 身に覚えのない罪に問われ、犯罪者として扱われてしまう冤罪は、日本国憲法が保障する自由や名誉といった基本的人権を脅かす深刻な人権侵害です。

このほか、社会情勢の変化に伴って今までにない新たな人権課題も発生しています。最近では、教育機会の均等や信教の自由をめぐる課題のほか、新型コロナウイルス感染者やその家族などに対する心ない非難やワクチン非接種者へのハラスメントなどがあります。

Withコロナを見据えつつも、多様化・複雑化する課題に適切に対応するために、実態把握に努め、人権意識の向上と課題解決への取組を進めていきます。